

「華南銀行」の創設

——台湾銀行の南進における「大華僑銀行」案の形成と結実：1912-1919——

ひさ すえ りょう いち
久 末 亮 一

《要 約》

本稿は、1919年日本植民地下の台北に創設された「華南銀行」の設立過程を考察し、計画を主導した台湾銀行による「大華僑銀行」案の形成と結実、その構想ゆえに内包された経営の脆弱性について、明らかにするものである。

はじめに

- I 端緒としての「軒輳銀行」案
- II 同床異夢のなかで
- III 華南銀行の創設
おわりに

はじめに

本稿は、1919年に日本植民地下の台北で創設された「華南銀行」の設立過程を考察し、計画を主導した台湾銀行による「大華僑銀行」案の形成と結実と、その構想ゆえに内包された経営脆弱性を明らかにするものである。

華南銀行の創設目的は、日本の主導で、華南（南支）から東南アジア（南洋）^(註1)に展開した華僑を糾合する「大華僑銀行」を設立し、地域経済圏の底流を支えた華僑の経済活動に金融的利便を提供し、同時にこれを介して、日本の南進を円滑化しようとするものであった。そして、

この創設には「台湾銀行」が深く関与していた。

台湾銀行は日本領台湾の金融的支柱として、1899年に創設された。しかし、台湾の金融整備および植民地開発が一段落を迎えた1910年代には、台湾を基盤として南方に向かい、現在の華南から東南アジアにかけて形成されていた経済圏で金融業務を展開する日系海外銀行として、そのビジネス・モデルを大きく転換させようとしていた。それは、アジアで香港上海銀行のような欧州系金融資本が「銀行」というマクロ・インフラを提供し、これを華僑が利用することで補完関係が形成され、域内経済活動が機能した当時の地域経済構造を、強く意識したものであった^(註2)。

こうした矢先、第一次世界大戦の勃発で、19世紀半ば以降から欧州勢の規定したアジアの経済的枠組みに、空白が生じる。台湾銀行は、この空白を埋めるように、南支から南洋での金融活動を性急な速度で展開していった。また同時

期、日本とのかかわりが深い台湾籍民など一部の華僑間でも、日本との提携論が出現していた。この潮流のなか、台湾銀行はアジア経済圏への接近方法の一つとして、自行支店の展開だけでなく、華僑との連携による「大華僑銀行」の構想を形成していった。それはまさに、大正南進期^(註3)という時代精神の産物でもあった。この結実が、1919年に創設された華南銀行である。

従来、華南銀行については、各種研究で言及^(註4)されても詳細な研究はなかった。特にそれが、大正期における帝国日本の南進という風潮のなかで、どのようにして華僑との連携による「大華僑銀行」として構想され、その結果として、どのような経営構造の脆弱性を内包したかについては、検証がおこなわれてこなかった。本稿ではこの華南銀行について、特にその成立過程の史的考察をおこないつつ、その理念ゆえに、後の同行に大きな負の影響を与えた経営構造が形成された軌跡を明らかにしたい。

本稿の構成は以下のとおりである。第Ⅰ節では、「大華僑銀行」案の端緒となった、蘭領東インドの台湾籍民による「軒轅銀行」設立案について、台湾銀行や日本領事などがどのような形で関与したかを見る。第Ⅱ節では、軒轅銀行の設立交渉過程を考察しつつ、台湾銀行がどのような形で「大華僑銀行」を構想し、具体化していったかを見る。第Ⅲ節では、『華僑銀行（南洋銀行）設立要旨』の公表、これに基づく華南銀行の設立準備過程、その創設直後における経営体制や資本構造などを考察しつつ、華南銀行が創設当初からどのような構造的問題を内包していたかについて検討したい。

I 端緒としての「軒轅銀行」案

1. 1912年、蘭領東インドのスマランにて

華南銀行は1919年（大正8年）、日本植民地統治下の台湾で設立された。しかしこの端緒は、遡ること7年前、蘭領東インドのスマランで構想された「軒轅銀行」に始まる。1912年（大正元年）11月20日のバタビアの浮田郷次領事による報告〔外務省在バタビヤ領事館 1912〕には、次のようにある。

同地支那人団ハ本国対六国借款問題ニ関シ
時局的論議ヲ重ネタル末一ノ愛国財団ヲ組織
シ（中略）同地ニ於ケル予定集金額ハ一千五
百万円ナリトノ事

当時、アジア太平洋各地の華僑社会では、辛亥革命にともなう中国での新国家建設の希望が渦巻き、民族主義的風潮とあいまって、新たな商業機会を探る風潮が起こっていた。特に多く見られた現象が、経済活動の要である「銀行」を設立し、華僑社会と中国をむすぶ商業活動に従事しつつ、同時に新国家の財政に寄与するという主旨の活動であった^(註5)。この風潮は、スマランでも巻き起こっていた^(註6)。1913年（大正2年）4月9日付の領事報告〔外務省在バタビヤ領事館 1913a〕には、次の計画が記されている。

西式銀行設立ノ企テ有シ、我台湾籍民郭春
秧、顧江守等モ之レニ関与シ現二百五十万盾
（筆者注：ギルダー）ノ中●額ヲ得タルモ蘭領
法規上資本金二百万盾以上ニアラサレハ銀行

ノ設立ヲ許可セサル趣ニテ該不足額五十万盾ノ高年五分ノ利ニテ台湾銀行ヨリ借入ル、都合ニ運ブ間●ヤ某邦人ヲ通シテ小官ニ接近シ来リ

計画の中心となったのは、スマランの豪商で、台湾との茶貿易などで財を成した台湾籍民の郭春秋^(註7)であった。また上記「某邦人」とは、郭の盟友として誼を結んで活躍した堤林数衛^(註8)を指す。両名は5月12日に浮田領事を訪問し、計画の詳細を説明しており、領事報告[外務省在バタビヤ領事館 1913b]には設立目的が、次のように記されている。

支那財界ノ動揺ハ累ヲ一般支那貿易業者ニ及ホスモノナルニヨリ一面商業●達上ノ利益ヲ擁護スルト共ニ他面華僑ニヨリテ成ル西式銀行ヲ設立シテ其实例ヲ本国人ニ示シ数多ノ西式銀行設立ヲ見ルニ至ラハ支那財界モ初メテ●固トナルニ至ベキヲ以テ先ツ順序トシテ西式支那人銀行ヲ爪哇ニ設立セント欲スル所以ナリ

銀行は軒轅銀行^(註9)と称され、本店をスマランに置き、資本金1000万ギルダ、初回払込資本を200万ギルダとしている。その優先株出資予定者一覧(表1)によれば、軒轅銀行は、蘭領東インドの福建系華僑47名から121株121万ギルダの出資を確保し、出資者にはジャワ一流の豪商を網羅して、信用を維持することになっている[外務省在バタビヤ領事館 1913b]。

ところが計画は、銀行開設の最低法定資本金200万ギルダを満たせなかった。その背景に

は、有力商人である黄仲涵^(註10)の「建源」との摩擦があった。郭によれば、当初、建源は50万ギルダを出資するはずであったが、自らの保有する銀行への影響を再考して資本金縮小を提案してきた。しかし郭がこれを拒絶したために、建源は出資を取りやめた[外務省在バタビヤ領事館 1913b]。

そこで先述のように、郭は台湾銀行からの借入れを提案すべく、浮田領事に接近した。

2. 台湾銀行からの借入案

1913年5月12日の浮田領事訪問の際、資本不足分を台湾銀行から借り入れることに関して、郭春秋は次のように説明している[外務省在バタビヤ領事館 1913b]。

目下日支関係頗ル良好ナルト自身台湾籍民タル処ヨリ●●●●●ニ経済的接近上該不足金額ノ貸出ヲ台湾銀行ニ仰カント欲スル次第ナリ該銀行ニシテ愈成立ノ暁ニイタラハ蘭領各地●●支那人ハ総テ其利益ニ浴シ得ヘキモノナルカ故ニ総資本金額ノ払込ニ対シテハ存外容易ナル見込ナリ

借入れ条件は、(1)総額50万ギルダ、(2)払込みは契約成立時に10分の1、銀行開業までに4分の1、開業後3カ月以内に残額、(3)担保は郭の台湾と福建省漳州の個人資産、福建省の製糖工場、「郭河東公司」株券、銀行成立後の株券、ジャワ・シンガポール有力華商の提供担保、(4)利子年5パーセント以内、(5)低利の補償として台湾銀行とのコルレス契約締結、(6)借入期限3年、(7)台湾銀行関係者の監督、などが提案されている[外務省在バタビヤ領事館

表1 軒轅銀行案の優先株出資予定者（1913年）

（単位：ギルダー）

氏名	株数	金額	原籍	府名	県名	現住所	備考
郭洪森	10	100,000	福建	泉州	同安	ソロ	
郭春秧	10	100,000	福建	泉州	同安	ジョグジャカルタ	台湾籍民
郭河東公司	10	100,000	福建	泉州	同安	スマラン	
華●公司	10	100,000				ジョグジャカルタ	
合昌公司 顔江守	10	100,000	福建	漳州	海澄	スマラン	台湾籍民
鄭永昌	10	100,000	福建	漳州	海澄	スマラン	
馬厥猷	5	50,000	福建	漳州	海澄	スマラン	
黃住	5	50,000	福建	泉州	南安	スマラン	
李志祥	2	20,000	福建	漳州	龍溪	ムラクラック、トゥバン	
龍興有限公司	2	20,000				バンドン	
薛永●公司	1	10,000	福建	泉州	思明	スマラン	
魏嘉壽	1	10,000	福建	漳州	龍溪	スマラン	
周炳喜	1	10,000	福建	泉州	安溪	スマラン	
林金寧公司	1	10,000	福建			スマラン	
成美有限公司	1	10,000				ブクロンガン	
林茂麟	1	10,000	福建	漳州	龍溪	スマラン	
薛開禧	1	10,000	福建	漳州	龍溪	スマラン	
鄭允香	1	10,000	福建	漳州	海澄	スマラン	
陳如切	1	10,000	福建	泉州	同安	ブクロンガン	
鄭三陽	1	10,000	福建	漳州	龍溪	スマラン	
黃文械	1	10,000	福建	漳州	海澄	スマラン	
成美公司	1	10,000	福建	漳州	海澄	ドゥマック	
李俊富	1	10,000	福建	泉州	同安	バタン	
曾金海	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	曾姓金海、●俊●及陳心堅共同
李偶安	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	李偶安、陳振●、石繼明、●長海、林●●外3名
李文章	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	李文章、周鍾海、葉平●外5名
吳神祐	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	吳神祐、林傑、陳滿●、外5名
李振綿公司	1	10,000	福建	泉州	同安	ジョグジャカルタ	李振賢、李良弼、岑公攻
呂安心	1	10,000	福建	泉州	同安	スマラン	
吳文權	1	10,000	福建	泉州	同安	スマラン	
蘇綿和公司	1	10,000	福建	漳州	海澄	スマラン	
安東公司	5	50,000				スマラン	
陳寶珠	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	陳寶珠及曾瑞振共同
豐源	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	陳金模、魏增寿共同
陳有輝	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	鄭廣流共同
陳氏	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	郭春秧娘
曾滄海	1	10,000	福建			ジョグジャカルタ	
張光源	1	10,000	福建	福州	長樂	バティ	
楊瑞儀	1	10,000	福建	漳州	海澄	バティ	
李正元	1	10,000	福建	漳州	海澄	ジョグジャカルタ	
盧札龍	1	10,000	福建	汀州	永定	ジョグジャカルタ	
鄭振聲	1	10,000	福建	漳州	海澄	ジョグジャカルタ	
Kho yoe seng	3	30,000				バニユマス	電報申込
Tjan tji oie	5	50,000				ムンティラン	電報申込
Siang hwe	1	10,000				バンドン	電報申込 商会取扱
Siang hwee	1	10,000				トルンアング	電報申込 商会取扱
Kho tjen khiat	1	10,000				チラチャップ	電報申込

(出所) 外務省在バタビヤ領事館 (1913b)。

1913b)。

この計画を浮田領事は、次のように記す [外務省在バタビヤ領事館 1913b)。まずは郭の評価である。

同人ハ故兎玉総督ノ知遇ヲ受ケ前清時代ニ於テ花餉塩運使衙ヲ授与セラレ現ニジョグジャカルタ市支那商業会議所長(前スマラン商会総理目下同会名誉会頭)ニシテ(中略)中部爪哇支那人間ニ大ナル勢力ヲ有シ其一族ノ財産総額数百万盾ニ達シ彼ノ支那豪商建源号ト殆ント匹敵スルモノニ有之軒轅銀行設立ノ如キモ全く同人ノ主唱ニ出テタルモノニテ之ヲ在スマラン商会ニ諮リタルニ一同大賛成ノ意ヲ表シタル

ただし浮田領事は次のようにも記している [外務省在バタビヤ領事館 1913b)。

該銀行設立ノ件ニ関シテハ支那総領事注意ノ次第モ有之且ツ台湾銀行モ近キ将来ニ於テ当方面ニ發展可致存候ニ付此際支那銀行ノ設立ハ餘リ面白カラサルヤニ考ヘラレ(下線は筆者による)

支那総領事の注意とは、浮田領事が本件を問い合わせた際、「在蘭支那人ノ事ハ余リ信ジ措キ難キニ付深入リハ無用ナリ」[外務省在バタビヤ領事館 1913c)との返答があったというものである。あまり面白いものではない云々は、台湾銀行の南方支店展開との重複を指し、オランダ植民地政府が華僑の企業発展を歓迎しないという意味ではないとする [外務省在バタビヤ領事館 1913c)。また一連の計画について、以下

のように総括している [外務省在バタビヤ領事館 1913b)。

在爪哇支那人ニシテ一朝奮起スルニ至ラハ譬へ今回ハ不成立ニ了ルトスルモ後日再挙ノ様アルハ疑ヲ容レス(中略)当方ヨリ寧口進ミテ其仲間入りヲ為シ利益ノ分前ヲ得ルノ策ニ出テ一方郭ニ対シテハ売ルニ恩ヲ以テシ其窮境ヨリ脱出セシムルハ将来ノ利益ニアラスヤ(中略)本銀行ハ郭等有力者ニヨリ創立セラル、モノナルカ故彼レ等ニ出来得ル限り其勢力ヲ及ホシ台湾銀行ニ有利ノ取引ヲナスヘシト云ヘリ

上記からは、台湾と蘭領東インドでの郭の経済的影響力に着目し、むしろ積極的に関与することで、華僑資本との関係を構築し、台湾銀行、ひいては日本の利益を図ることが望ましいと考えていることが判る。そこで浮田領事は、5月13日付で台湾銀行シンガポール出張所の奥山支配人に手紙を送り、台湾銀行の関与を督励している [外務省在バタビヤ領事館 1913b)。

3. 最初の挫折

浮田領事の手紙に対して、奥山支配人は1913年5月19日付の返信を送っており、そこでいくつかの疑義を問い合わせている。これに対して、郭と浮田領事を繋いでいた堤林数衛が、5月31日付の手紙で以下のように返答している。

奥山支配人の疑問は、第1には、軒轅銀行の設立が中国の革命派と政治関係を結ぶものではないか、というものである。これに関して、堤林は明確に否定している。第2には、郭の申し

出がスマランの華商会の承認を経ていないのではないか、という疑念であった。これに関して堤林はその事実を認め、理由を次のように述べる [外務省在バタビヤ領事館 1913c]。

會議ニ付セサルハ全ク和蘭官憲ニ対シ成立前此事ノ漏洩ヲ恐ル、(中略)支那人中建源ノ耳ニ入ル時ハ官憲ニ反対運動ヲセラル、為メ

ここからは、黄仲涵の率いる建源との間の摩擦と緊張を改めて確認できる。先述のように、郭は浮田領事に対し、建源が出資予定を取り止めたために資本金不足に陥ったと説明するが、この点を堤林は手紙中で追認している [外務省在バタビヤ領事館 1913c]。また、台湾銀行からの借入金利は年6分を承諾し、成立までの株主名義は郭一族の他に台湾銀行と相談の上で華商4~5人から選ぶ、台湾銀行の監督者を受け入れる、と重ねて記している。

一方、浮田領事は堤林個人に対し、以下の否定的な評価を記している [外務省在バタビヤ領事館 1913c]。

前頭堤林ナル者ハ南洋商会ナル店号ノ下ニスマランヲ根拠トシ中部爪哇ニ於テ売薬及雑貨ヲ商ヒ資本金四万円昨年度売買高十六万四千盾(本人届出高)勿論一小商店主タルニ過キス(中略)従前台湾ニ居住シ台湾語ヲ能クシ且ツ曾テ郭春秧ノ使用人タリシ關係上郭●●スマラン方面支那人間ノ消息ニハ比較的通曉致シ居リ別紙答申書ハ郭ヨリ聞取りタル事及自己ノ意見ヲ混同シ稍々郭ニ「カブレ」過ギタル点モ見受ケラレサルニアラザレハ幾分

割引シテ読ムノ必要有 (下線は筆者による)

以上からは、郭に私淑していた堤林の様子がうかがわれる。一方で、当時の日本の出先機関である領事館と、現地に根を張って活躍した日本商人の間で頻繁に見られた微妙な関係^(註11)から、浮田領事は堤林に一定の警戒心を持っていたと思われる。しかし、浮田領事は台湾銀行シンガポール出張所の奥山支配人に宛てた6月2日付の手紙では、実際の交渉開始時には、台湾銀行側から奥山支配人あるいは責任ある代表者の派遣を希望すると述べ [外務省在バタビヤ領事館 1913c]、計画への支持を変更することはなかった。

これを受けて、6月9日には、東京で外務省政務局長より台湾銀行の柳生一義頭取に案件の検討要請がおこなわれ [外務省政務局 1913]、また同月12日には牧野伸顕外務大臣から高橋是清大蔵大臣への報告がおこなわれている [外務省外務大臣 1913a]^(註12)。

ところが軒輳銀行の設立計画は、9月中旬に突如中止となった。9月15日の郭から浮田領事への手紙には、「中外状況ノ変化シテ遂ニ中止スルニ至リ多数ノ株主モ之ヲ欲セス其結果本件ヲ取消シ」 [外務省在バタビヤ領事館 1913e] とあり、同月19日付で浮田領事から牧野外務大臣に [外務省在バタビヤ領事館 1913e]、10月13日付で牧野外務大臣から高橋大蔵大臣にもその旨が伝達される [外務省外務大臣 1913b]。この背景には、中国本土で1913年7月から9月、孫文による袁世凱打倒の第二革命が失敗するなど政情不安が継続していたこと、また先述のように軒輳銀行設立計画を推進した郭と、建源を率いた黄仲涵との確執が深刻化していたこ

とがあった〔農商務省商工局 1915〕。こうして表立った銀行設立の運動は、一時中止となった。

しかし、この軒輳銀行案が提起されたことは、台湾銀行の経営陣、特に積極的南進論者で、従前から対外経営拡張のために調査活動を指揮していた柳生頭取の関心を強く引いた^(註13)。これを契機に、南洋華僑とその金融の実情調査のため調査員が派遣されることになる。そして1914年（大正3年）10月、『南洋ニ於ケル華僑（支那移住民）附為替関係』と題された調査報告が完成し、12月には印刷公表された。この最終結論では、台湾銀行の南洋での支店開設に先立ち、当面の方策として以下の2点が提案されている〔台湾銀行 1914, 171-172〕。

- 一、本行ハ南支那及南洋在住ノ有力ナル支那人ヲ糾合シテ華僑銀行ヲ前記各所（筆者注：スラバヤ、バタビア、スマラン、バンコク、サイゴン、ペナン、マニラ）ニ設立セシメ之ニ対シ資金ヲ融通シ且ツ為替ノ連絡ヲ計ルコト
- 二、前項華僑銀行ニ対シ本行モ亦之カ出資者ノ一員トナリ我行員ヲ派シテ合弁経営ノ任ニ当ラシムルコト

この後、実際は支店開設の方が先行する^(註14)。しかし、軒輳銀行案が提起した華僑との提携による銀行設立の構想自体は、数年間の紆余曲折を経て開花することになる^(註15)。

II 同床異夢のなかで

1. 軒輳銀行設立計画の運動再開

1915年（大正4年）に入ると、軒輳銀行の設

立計画が突如として再開される。1月25日、台湾銀行のスラバヤ出張所開設^(註16)のために滞在していた水野泰四郎書記が、スマランで郭と面会する。ここで郭は、「支那人側乗気セサリシヲ以テ中止ノ姿ナレトモ機ヲ見テ開設シタキ希望」〔台湾銀行 1915a〕と表明した。この席で水野書記は、「小役郭ニ向テ軒輳銀行ヲ設立シテ台銀トノ提携ヲ勸メテ彼ニ『ヒント』ヲ与へ」〔台湾銀行 1915a〕たという。数日後、郭は同地を訪問した農商務省の長満書記官にも、銀行開設の意向を話す^(註17)。

郭が軒輳銀行の設立運動再開を決意した背景には、前年の第一次世界大戦の勃発が大きく作用していた。2月8日にスマランを再訪した水野書記は、2月12日付の報告書〔台湾銀行 1915a〕で、次のように述べている^(註18)。

- 一 欧州動乱ハ東洋及南洋ニ於ケル貿易ニ対シ日支人ノ商業上活動スヘキ機会ヲ与ヘタリ
- 二 昨年八月以来爪哇糖価ハ昂騰シ郭ノ買持因ニ当り今日迄約百四五十万盾ヲ利シ資金ノ充実ヲ得タリ（中略）要スルニ彼ハ自分ノ資力足ルニ至リ且機会ヲ得タレハ今回ノ決意ヲナセルモノニ外ナラス候

以上からは、第一次世界大戦による糖価暴騰で急速に資産を拡大した郭が、ふたたび銀行設立に意欲を燃やしはじめたことが明らかとなる。これに対して、台湾銀行側も水野書記を暫定的な窓口とすることで、設立運動が再開された。

水野書記は、軒輳銀行と台湾銀行がジャワに開設する支店との両立につき、台湾銀行が「親銀行ノ態度」で提携し、軒輳銀行を「主ニローカルバンクトシテ活動セシメ」て華僑の為替注

文を取り込み、「為替銀行トシテ欧亚印度為替取引ヲセハ好都合」[台湾銀行 1915a]とする^(註19)。さらに水野書記は、郭について、日支合弁の美名で台湾銀行の援助を借り、軒輳銀行を利用して自分の野心を満足させる懸念がなくはないとしつつも、彼が数年来、銀行の設立計画に腐心するのは、不安定な糖業から脱却して銀行業に投資する意向をもってしているためとする[台湾銀行 1915a]。

また郭からは、提案書の「同志公益書」(資

料1)が提示された。前回と異なるのは、設立目的が中国救国でなく、「日支両国ノ経済ヲ幫助シ亜細亜及南洋貿易ノ發達ヲ計ル」とする点、また台湾銀行が単なる不足資金の貸手ではなく、合弁相手となっている点である。資本金と株式引受は、従来のように総資本金1000万ギルダ、払込資本金200万ギルダだが、払込資本金のうち半分を郭が、残りの半分を台湾銀行が引き受け、設立後に台湾銀行持分を華僑の希望者に割当て、余れば日本人と台湾銀行が引き

資料1 1915年の交渉再開時に郭春秧提示の「同志公益書」(訳文)

台湾銀行及郭春秧兩人ト協力シテ軒輳銀行ヲ設立シ以テ中日兩國ノ経済ヲ幫助シ亜細亜及南洋貿易ヲ計ル機関トナスヲ以テ目的トス

第一、軒輳銀行ハ株式会社トス

- 一、和蘭銀行法ニ依リ設立シ爪哇政府ニ登記ス
- 二、資本金ハ和蘭銀壹千万盾ト定メ第一回ハ優先株銀貳百万盾ヲ募集払込ミ以テ開設ス
- 三、株式ハ支那人ヨリ募集シ若シ支那人株数ニ充タサル時ハ日本人中ヨリ募集シ以テ成立セシム
- 四、本店ヲスマランニ置キ支店ヲバタビヤスラバヤ其ノ他所要ノ地ニ設置ス
- 五、先ツ發起人十六名ヲ挙ケ優先株貳百万盾ヲ引受ケセシム
社長一名ヲ置キ社長ハ株式四十万盾所有者ヨリ挙ケ副社長一名ヲ置キ株式二十万盾所有者中ヨリ挙ケ理事十四名ヲ置キ株式百四十万盾ヲ引受ケセシム

六、細則ハ重役会ノ決議ヲ以テ議定ス

第二、優先株負担ハ左ノ如シ

- 一、郭春秧ハ優先株壹百万盾ヲ引受ク
- 二、台湾銀行ハ優先株壹百万盾ヲ引受ク
甲、此ノ一百万盾ハ支那人ヨリ募集シ引受セシム但台湾銀行ハ此ノ支那人引受優先株ニ対シテハ其ノ八掛迄融通ヲ与フルコト即チ株式十万盾ニ対シテ八万盾ヲ貸スコト
乙、支那人応募株数ニ充タサル時ハ日本人中ヨリ募集ス
丙、若シ日本人ノ応募株式尚株数ニ充タサル時ハ台湾銀行自ラ引受ノコト

第三、台湾銀行ハ株式一百万盾ヲ引受ケ顧問兼監督員一名ヲ派遣シ軒輳銀行事務ヲ監督シ其ノ完全ヲ期セシム若シ台湾銀行出金セサレハ重役会ニ於テ選任シタル顧問員ヲ置ク

第四、両銀行ハ相互代理店ヲナス規則ハ別ニ之ヲ定ム

- 一、台湾銀行本支店所在地ニ在リテハ同行ハ軒輳銀行ノ代理店ヲナス
- 二、軒輳銀行本支店ニアリテハ同行ハ台湾銀行ノ代理店ヲナス
- 三、台湾銀行本支店所在地ニアリテハ軒輳銀行ハ他銀行ト取引ヲナス能ハス
- 四、軒輳銀行本支店所在地ニ在リテハ台湾銀行ハ他店ト取引スルヲ得ス

第五、開業ハ台湾銀行ノ承諾ノ回答ヲ得タル後約六箇月トシ十月ノ候ヲ以テ開業ス

第六、本契約ハ郭春秧社長トナル能ハサルカ又ハ第二條ノ台湾銀行引受額実行出来サレハ無効トス

(出所) 台湾銀行 (1915a)。

受ける、という内容に変化していた〔台湾銀行 1915a〕。

これに対して台湾銀行の台北本店からは、3月13日付で監督課長から水野書記に訓電が届く。そこには、交渉は出張所長就任予定の柳悦耳が着任の上で進める、前回は不足分50万ギルダの融資であったのが今回は100万ギルダの株式引受となったのはなぜか、建源を計画に参加させることは不可能との見解に変わりはないか、との内容が記されていた〔台湾銀行 1915b〕。これにつき、3月16日付で台北本店監督課長から東京支店重役（山成喬六理事）に送られた一文には、(1)建源に反感を抱かせることは、台湾銀行の支店運営上不都合で、なるべく郭と黄を連絡させるようにする、(2)援助方針としては、出資を離れて為替資金供給や代理事務委託で目的を達すれば好都合だが、やむを得ない場合は出資に承諾するものの、なるべく少額とする、との意見が記されている〔台湾銀行 1915c〕。

続いて3月20日、バタビアの水野書記に台北本店から、重要事態ゆえ内密に現地領事に事情を打ち明けるようにとの訓電が届く。これを受けて水野書記は、バタビアの浮田領事に報告をおこなう。浮田領事は、3月24日付の外務大臣宛報告^(註20)で、台湾銀行から軒輳銀行計画について意向伺いがあったことを記している〔外務省在バタビヤ領事館 1915a〕。

2. 「大華僑銀行」案の出現

1915年4月1日、新たな交渉役としてスラバヤ出張所長となる柳悦耳が神戸を出発し、同月19日にバタビアに到着する^(註21)。21日夜、柳所長は領事館で堤林の通訳の下、郭および浮

田領事と会談し、翌22日には郭の旅館で「同志公益書」を再検討した〔台湾銀行 1915e〕。

その結果、台湾銀行は優先株100万ギルダを引き受けないかわりに、華僑側出資者に払込金額の8割について、期限最長1年、利率年6分以下で融資をおこなうとした。この他、軒輳銀行への為替資金の提供、顧問兼監督の派遣、代理店規定明確化で合意する。23日には議定案3通を作成し、柳、郭、浮田で保管すると決まる〔台湾銀行 1915e〕^(註22)。

翌24日、柳所長はスラバヤに着任後、これまで交渉に当たってきた水野書記から経緯や事情の説明を受ける〔台湾銀行 1915e〕。5月1日にはスラバヤ出張所開設による事務処理をこなしつつ、清水孫秉書記に各種調査を依頼し、これを加味した以下の報告〔台湾銀行 1915e〕を、東京滞在中の柳生頭取と台北本店総務部長に5月8日付で送付している。

- 一、郭ノ提言ヲ容レ郭ヲ中心トシ爪哇ヲ目的トスル軒輳銀行ヲ設置スルヲ便易ニシテ適當トシ（前提方針）軒輳銀行ヲ基礎トシテ終ニハ南支南洋ヲ包括スヘキ大華僑銀行ノ形成設置ヲ図ルヘシ（終局方針）
- 二、優先株主へ個人信用、担保物、郭其ノ他ノ保証等一般方法ニヨリ払込資金壹百万盾迄ノ貸出ヲナシ先ツ創立ニ際シ当行ハ軒輳銀行大株主トノ關係ヲ付ケ及直接●ニ郭ヲ通シテ成立後ニ於ケル軒輳銀行トノ密接關係ヲ付クヘシ
- 三、（前略）発企ノ当初何等ノ出資ヲナサスシテハ關係ノ付様ナク調談ノ余地ナシ出資ヲ承諾スルカラニハ惜マス対等

的ニ壹百万ト打出スヘシ（下線は筆者による）

柳所長は、軒輳銀行を「大華僑銀行」の一步とし、関係強化のため華僑側出資者への融資、台湾銀行の出資にも積極的態度をとる。また融資した100万ギルダのなかの返済額を、為替資金として融通する黙約も決まる〔台湾銀行1915e〕。さらに「同志公益書」では、軒輳銀行は郭・華僑・日本人の三者間組織であること、削除した「中国財政ノ補助」は意味を失っていないこと、優先株には一般配当に加えて利益の2.5~5パーセントの特別配当がありうること、郭の引受分には親族や友人分も含むこと、融資への担保・保証人要求は台湾銀行に任されること、郭が社長となる条文は蛇足ゆえ削除すること、などが取り決められた〔台湾銀行1915e〕。この後に柳所長は、創設一段落の際は、東京で柳生頭取や政府筋と意見交換し、北京でも政府有力者に運動を試みて、「南洋華僑ノ為気焰ヲ挙クル」ことを郭に勧めている〔台湾銀行1915e〕。

また、台湾銀行が懸念していた建源との関係については、郭の現行優位と、彼のような台湾籍民を通じた南進の利点とあわせて、次の報告〔台湾銀行1915e〕をしている^(註23)。

砂糖商売ニ就テハ既ニ建源ヲ凌駕セル位置ノ上進ト建源ノ保守ニ似サル独特ノ進取的商才及政治家の手腕ノ卓越トニヨリ中東爪哇華僑ノ尊崇ヲ得テ昨今隆々タル勢力家トナレリ郭ヲ動サハ中東爪哇有力華僑建源ヲ除ク殆ト全部ヲ動スモノニテ建源トノ折合ハ昨今頗ルヨク且ツ軒輳銀行成立ノ後ハ建源モ来テ加入

スヘク少クトモ表面反対セサルヘシ（中略）寧口郭氏ノ如キ最有力ナル台湾人ヲ用ヒルハ華僑利用ノ第一歩日支親交ノ捷徑ト云フヘシ

もつとも、銀行設立の本義につき、柳所長は次のようにも述べる〔台湾銀行1915e〕。

社会上ノ名誉ヲ占得セントスル風潮ハ現下華僑ニ弥漫セリ彼ノ富力余リアリテ社会的位置ノ卑シク蘭人ニ劣等国民視セラル、ヲ慷慨スルモノ在哇華僑比々（ママ）然ラサルナシ、サレハ現ニハ軒輳銀行ヲ日本人ノ勢力ノ下ニ置カントスルヨリ表面支那人ノ銀行ニシテ彼等ニ名誉ノ位置ヲ与ヘ内実日本人ハ其ノ急所ヲ握リ実権ヲ収ムルヲ以テ上策トス

すなわち柳所長としては、あくまでも華僑の勢力を利用しつつ、新設される軒輳銀行の実権は、台湾銀行が握る心積もりであったことが明白となる。

しかし、台湾銀行で計画を統括していた東京支店^(註24)の意図は、より大きなものであった。柳所長が郭とバタビアで会見した同日、東京で海外業務を統括していた山成喬六理事は、柳生頭取の意を受け、新銀行につき以下の方向性を決定していた〔台湾銀行1915d〕。

郭春秋計画ヨリハ其ノ組織ニ於テモ其ノ地域ニ於テモヨリ大ナル一般華僑民ニ共通的ノ広義ノ華僑銀行ヲ設立スルニアリテ（中略）各地ニ於ケル有力者ヲ網羅シ之等ヲ糾合シテ南支南洋ニ渉ル大華僑銀行ヲ設立致度候（下線は筆者による）

ここからは、台湾銀行が本意として、より大きな範囲で華僑資本を糾合した「大華僑銀行」構想を描いていたことが判る。またそれゆえに、台湾銀行が建源の参画に固執した背景が、新銀行に幅広い人脈を包摂するためであったことが判る。台湾銀行にとって、すでに軒轅銀行案は郭個人による地域や参加者の限定された計画にすぎず、「大華僑銀行」の手始め程度の位置づけでしかなかった。

この東京支店からの意見表明を受けて、台北本店ではスラバヤの柳所長に対する指示案が作成され、5月21日付で在京の柳生頭取に返電されている。そこでは、軒轅銀行に対しては直接出資ではなく出資者への貸付とし、また一度に100万ギルダを融資するのではなく、なるべく少額にとどめたいとしている。具体的条件として、(1)金額は30万ギルダ以下とする、(2)出資は見合わせて貸付とする、(3)確実な担保・保証を要求する、(4)期限はとりあえず1年として、後は相談する、(5)利息は年率7パーセント以上とする、(6)相互代理店契約を締結する、と記されている[台湾銀行 1915g]。これは明らかに、以前の提案と比べて台湾銀行の関与縮小が判る。一方、次のようにも記されている[台湾銀行 1915g]。

本件ハ当行南方発展策ノ一助タルノミナラス本邦南方政策ニモ一致致セリ政府トシテモ此種計画ニ対シ相当ノ援助又ハ報償ヲ与フル様行懸リヲ付ケ置ク必要アルヘキ (後略)

すなわち、台湾銀行は「大華僑銀行」案の実現のため、何らかの政府援助を引き出そうと努めていたことが明らかとなる。

3. 迷走する交渉

このような中での1915年5月中旬、蘭領東インドで障害が発生した。それは、中国の21カ条要求受諾に端を発した排日運動である。このため、日本との新銀行設立を提唱する郭は、反対派の談判を受けた。郭はその際、自身は台湾籍民であり、日中交渉の結果を見ずに評論・排日提唱はできず、また中国の進歩には日本の力を借りて産業を発達させなければならず、このためには銀行設立が必要であると説いたとされる[台湾銀行 1915f]^(註25)。しかし排日を抑え、銀行設立を推進できるのは自分以外にないとの自信からか^(註26)、「同志公益書」から抹消した郭を社長とする条文の再記を求め、柳と合意した[台湾銀行 1915f]。

一方の東京支店では、外務省や大蔵省との交渉・検討を重ねている。6月30日付の東京支店から台北本店への連絡[台湾銀行 1915h]には、以下のようにある。

軒轅銀行ノ件外務大蔵両省へ相談中ニテ排日運動緩和一法トモナルヘク目下詮議中ナリ政府後口盾ナシトセハ同銀行一地方ニ限ラル、ニ付或ハ資本ヲ五百万盾トシ当行二十万位ノ出資トシ (後略)

このように、排日運動緩和の一方法との方向で相談がおこなわれているが、これは台湾銀行が、当局から軒轅銀行案あるいは「大華僑銀行」案への公的支援を取り付けるための、格好の理由付けであった。ただし公的支援の確定しないなかでは、本意の「大華僑銀行」案からすれば、いまや予備案にすぎない軒轅銀行案に多大な資源を投入することはできなかった。そこ

で台湾銀行は、資本金の削減などを提案する。柳生頭取が7月10日に東京から台北に戻ると、同月15日には以下の訓電が柳所長に発せられた [台湾銀行 1915i]。

当方方針トシテハ前便再三申上候通り華僑民ニ関係アル各地ヲ包括スヘキ大華僑銀行ノ設立ニアル事尅モ異ナル事無之候得共目下急遽此ニ進ミ難キ事情アリ (下線は筆者による)

「進ミ難キ事情」とは、大蔵省や外務省からの公的支援が、この時点では得られそうにない感触を表現したものと思われる。また柳所長への訓電では、(1)資本金を500万ギルダートすること、(2)株式割当ては「大華僑銀行」の本旨から華僑・日本人双方を人脈的・地理的広範囲で網羅すること、(3)これらの案は先に浮田領事に提示すること、(4)台湾籍民の郭が中心となることの蘭領東インド当局の思惑について領事を通じて探ること、などが指示されている。これを経て郭に異議がなければ、台湾銀行は株主総会と重役会での決議方法などを検討すると記している [台湾銀行 1915i]^(註27)。

これを受け、柳所長は8月19日にスマランに入り、翌日に郭と会見した。柳所長は、台湾銀行の本意は「大華僑銀行」の設立にあるが、「急遽此ニ進ミ難キ事情」のために軒轅銀行の範囲は当分はジャワにとどまる、ただし将来の拡大に備えて各方面を網羅するため、建源やシンガポールや台湾の関係者を入れたい、と説明した。また資本金は台湾銀行から100万ギルダート、郭・華僑・日本人から400万ギルダート、第1回払込は前者20万ギルダート、後者80万ギルダートで、日本政府の支援次第で条件変更があ

りうると説明した [台湾銀行 1915l]。しかし、ここで7月15日付訓電の意味が取り違えられていた。台湾銀行の「五分ノ一ヲ引受置ク事」による100万ギルダート出資とは、実際は台湾銀行が株主となるのではなく、これに相当する株主を用意するという意味であった [台湾銀行 1915k]。これが双方の齟齬を拡大させることになる。

これに対して郭は、不同意を通告した。まず普通商業銀行の経営には資本金1000万ギルダートでも不足で、また株主に各方面を網羅することは賛成だが、建源の勧誘は創立を妨害され実益がないとする^(註28)。また資本金引下げがあれば、郭は主宰者でなく、一株主として協力するだけとした。これについて柳所長は、資本金の引下げは、郭が出資予定者に対して、銀行は親善のため設立されるものであり、資本金を充実して信用を高める必要があるとしていた主張を翻すことであり、郭が自らの信用を失うと説明する [台湾銀行 1915l]。また郭は、資本金1000万ギルダートを維持しても、台湾銀行の公然とした資本参加は他の同意を得られず、また排日派を利するため、是非を即答できぬとする [台湾銀行 1915l]。

さらに郭は、独自の仮定款案を提示すると同時に、台湾銀行出資の名義代理人として台湾の名門「板橋林本源」(以下、「林家」と記す)の参加を提案する [台湾銀行 1915j]。柳所長の説明によれば、郭河東公司支配人の郭邦彦は、台湾銀行と関係の深い林家^(註29)の顧問であり、彼が台北滞在の折、郭がジャワで銀行を創設すれば林家も出資するとの提案を受けたという。しかし、林家は新銀行が中国の法に依拠することを条件としたのに対して、郭はあくまでも自己

を主宰者とする日支合弁組織を主張したために、交渉は進捗しなかった。柳所長は「万一台銀筋ノ談カ失敗ニ終テハ林家ノ資金ヲ引出サントノ下心アルモノラシク所謂附カス放（ママ）レサル態度ヲ維持」[台湾銀行 1915I]と記す。郭の提案は、これを修正して、林家を台湾銀行の名義代理人とし、また台湾銀行から派遣される監督員とする案であった。

この提案は、この時点では実現しなかったものの、数年後、華南銀行が設立されるに際して、林家当主である林熊徴^(#30)が主要人物として登場する伏線となった^(#31)。

4. 軒轅銀行案の中止

柳所長は、1915年8月22日の台北本店宛報告で郭の反応を報告するが、同月31日の報告[台湾銀行 1915I]では、以下のように交渉の限界が見えはじめていた。

浮田領事トノ打合意見ヲモ参酌シ最善ヲ尽シテ郭ノ説納ニ努メタル積ナリシカ不徹底ノ思想ハ到底明敏ナル郭ヲ満足シ能ハサリシト見エ果セル哉郭ハ堤林氏ヲ派シテ商議打切ヲ提言セリ種々問答ノ結果郭ノ意向ハ大体左ノ通り現下本件ハ既ニ根本ノ方針ニ於テ全く合致シ僅カニ一二末葉ノ問題ノ為最モ急ヲ要スルニ不拘●●決セサルハ甚タ了解ニ苦ム（下線は筆者による）

明らかに、郭は台湾銀行の態度や諸条件、交渉進行の速度に不満を抱いていた。しかも間の悪いことに、郭は修正案を再三突きつけられた失望に加え、提示した仮定款案については台湾銀行から何の返事も得られず、重ねて同日には

柳所長が建源当主の黄仲涵の別荘を訪ねたことを知って疑心暗鬼を強めたため、交渉の打ち切りを提言したと思われる^(#32)。

これに対して柳所長は、台湾銀行と日本政府は熱心に検討しているが、決定には相応の時間が必要で、「郭カー挙手一投足ノ間ニ事ヲ決スルノ速ナルカ如キ能ハサル」[台湾銀行 1915I]と説明した。ここにはトップダウン、あるいはトップ間交渉で迅速に経営意思決定を進める華僑と、合議でコンセンサスを決定し、各種方面の利害調整を慎重におこなって経営意思決定を進める日本人との、経営文化的差異が顕在化していることがわかる。

また柳所長は、台湾銀行と日本政府は郭を信頼すればこそ交渉を進めてきたのであり、自身が今後も双方の意思疎通と解決に全力を注ぐと説明し、「同志公益書」の破棄に対しては、いましばらく辛抱するよう要請している^(#33)。他方で8月31日付の台北本店宛別電では、本店が早急に意思表示を返電してほしい旨の督促が出されている[台湾銀行 1915I]。

しかし既に、22日付の柳所長から台北本店への報告は、28日付で東京頭取および2人の理事宛で転送され、これにつき台北本店は以下のように述べている[台湾銀行 1915k]。

郭春秧ノ意見ハ全然公益書案ノ固持ニアルカ如ク（中略）当行ト郭トノ主張ニハ夥シキ懸隔有之目下ニ於ケル当行資金関係ヨリ云フモ先方申出通りノ放資ハ躊躇スル所ニテ且ツ支那南洋一帶ニ渉ル排日熱猶旺ナル情勢ヨリ見ルモ目下トシテ（ママ）当行ノ理想ニ近キ銀行ノ設立ハ甚タ困難ト被存候（下線は筆者による）

台湾銀行本店では、交渉条件、資金、政治状況の各面からも、慎重な態度をとっている。他方で、政府援助を期する間、郭の意欲が霧散することは将来的な「大華僑銀行」の可能性にも影響を与えるため、とりあえずは資本金などでは妥協し、今一度の交渉をしてはどうかと提案している [台湾銀行 1915k]。ところが東京支店は煮え切らないままで、9月7日には排日風潮の問題を理由に、今しばらく情勢を見て考究したい、との返事がある。

これに対して本店は「『スラバヤ』出張所ニ対シテハ予テ貴方ト交渉中ノ旨打電致置其後相当時日モ経過致居候次第ニモ有之之儘何等回答ヲ為サシテ郭春秋ニ対スル今後ノ感情上如何哉ニ被存候」 [台湾銀行 1915m] と提案した。しかし東京の山成理事は、ようやく10月3日に「軒轅銀行ニ関シ暫次形勢ヲ傍觀シ宜シク好機ニ注目スヘシ」 [台湾銀行 1915n] と打電した。翌日、柳所長からは「今回ハ乍遺憾全ク調談ノ運ニ至ラス之ニテ商議打切トシ其ノ内政府決定案其ノ他ノ発表ト共ニ歩調ヲ合セ更ニ別途ノ商議ヲ開始スル御趣旨ト拝察」 [台湾銀行 1915n] との返電があった^(註34)。

こうして正式な打ち切りが決定し、10月6日には山成理事が柳所長と浮田領事に、「御尽力ニ依リ段々進捗致候得共排日思想ノ余焰未タ全ク終熄セサル今日強テ之ヲ実現スル時期面白カラス今暫ク形成ヲ觀篤ト考究致度ト存候」 [台湾銀行 1915o]、「早晚再ヒ交渉ヲ開始ノ事ニ可仕候」 [台湾銀行 1915p] との電報を發した。

こうして軒轅銀行の設立運動は、最終的に中止のやむなきに至った^(註35)。

III 華南銀行の創設

1. 『華僑銀行（南洋銀行）設立要旨』の公表

軒轅銀行の設立交渉を打ち切った時期、台湾銀行は「大華僑銀行」構想を具体化しており、1915年11月には『華僑銀行（南洋銀行）設立要旨』が日中両文版で公表される。

それはまず、福建や広東からの華僑、特にその経済的勢力を説明する。そして、毎年十数億円に上ると推測されるその金融需要にもかかわらず、為替決済は主として外国銀行に依存しており、しかも外国銀行は「人文ヲ異ニセル華僑ノ習俗ヲ顧ミル無クニ自家ノ法度ニ準拠セシメントシ其間意思ノ疎通ヲ欠」くため、多大の不便があるとする [台湾銀行 1915q, 17]。そこで最良の方策として、次のような提唱をしている [台湾銀行 1915q, 20]。

習俗ヲ同ウスル日華両国人ノ共同ニ依リ豊富ナル資金ヲ集メ南洋全土ヲ營業ノ領域トシ南支並ニ日本ト金融上密接ノ連絡ヲ有スル一大華僑銀行ヲ創設シ在来ノ各地小華僑銀行ノ如キハ或ハ之ニ合同セシメ或ハ彼此親子關係ヲ保持セシメ各地相応シテ為替其他金融上ノ便宜ヲ図ルニ在リ（下線は筆者による）

この構想で、「大華僑銀行」は南洋一帯を包括し、さらには南支と日本をむすぶ地域間銀行として想定されていた。すなわち計画の地理範囲は、「南支・南洋」の二つ一組で実質一体化したアジア間交易の市場圏に、南進する日本を接続する計画であることが端的に示されている。

また、「大華僑銀行」が十分な目的を達成し

なければ、「支那日本両邦ノ有力ナル銀行ト相提携スルヲ最モ捷徑トス日本ノ既存銀行中早ク既ニ世界各地ニ連絡ヲ有シ基礎成レルモノアリ」[台湾銀行 1915q, 21]とし、実質的に当初から台湾銀行との提携を目論むものであった。さらに設立要項 [台湾銀行 1915q, 25] にも、以下のようにある。

本銀行ハ支那日本ノ有力ナル銀行（例之支那ニ於テハ中国交通銀行ノ如キ日本ニ於テハ現ニ支那南洋ニ支店ヲ有シ事情ニ通セル台湾銀行ノ如キ）ヲ以テ僚友銀行トシ常ニ親善提携シ為替売買及資金融通等ハ予メ特別協定ヲ為シ互ニ便利ヲ計ルヘシ本銀行ハ特別ノ協定ニ基キ他地方的華僑銀行ニ対シ親銀行トシテ業務上ノ援助（資金供給、債務保証、業務代理等）ヲ為スコトアルヘシ

さらに設立要項をみる。まず組織は「華僑ヲ主トシ支那日本両国人等ノ共同経営トシ」[台湾銀行 1915q, 22]、華僑主導であると同時に、日本との共同経営であることが明記されている。また「其資本金ハ末記地方ノ有力ナル財団及資本家ノ出資ニ拠ル」[台湾銀行 1915q, 22]とあり、地方としてはシンガポール、ペナン、ラングーン、パダン、バタビア、スラバヤ、スマラン、パンジャルマシン、マカッサル、バンコク、サイゴン、ハノイ、マニラ、香港、広東、汕頭、厦門、福州、上海、台北、神戸、大阪、横浜、東京が記される [台湾銀行 1915q, 26]。

資本金は約 3000 万円とし、初回払込は 4 分の 1 の 750 万円としている [台湾銀行 1915q, 23]。業務は一般銀行業務、一覽払手形や債券の発行、借款の引受仲介、公債の応募引受、官

公金の取り扱い、事業出資、信託などが網羅されている [台湾銀行 1915q, 23-24]。また最後の「附言」[台湾銀行 1915q, 26] には、次のようにある。

前記大華僑銀行ノ設立ハ地域広汎ニシテ今容易ニ糾合シ難キヤモ知ルヘカラス若シ然ランカ其成立ハ之ヲ他日ニ期シ先ツ其関係最モ深甚ナル地方ヲ選ミ（ママ）是等地方ニ小共同華僑銀行ヲ設置シ本文ノ要旨ニ則リ適當ナル親銀行ヲ選ヒ之カ誘掖扶導ノ下ニ徐ロニ其發達ヲ待チ将来ノ階梯トラシムル

これは明らかに、文案の作成中に軒輳銀行の設立計画が同時進行しており、その交渉中に台湾銀行側が内部で示していたような、軒輳銀行を小規模実験として、また将来への予備案として進行させる構想と、まったく一致していることが判る。

以上が「大華僑銀行」の構想であるが、台湾銀行が最終的にこの構想に基づく華南銀行の創設を具現させるには、さらに 3 年以上の歳月を要した。

2. 台湾を軸とした華南銀行の設立準備

しかし『華僑銀行（南洋銀行）設立要旨』の実行は、容易には進展しなかった。すでにスマランでの軒輳銀行計画は正式に中断され、また地理的・人的に広範囲を包括する大金融機関の設立を推進するための華僑側主導者を欠いていた。さらに外務省、大蔵省、台湾総督府などの当局による支援も不可欠であったが、その調整も必要であった。

しかし構想が停止することなく、徐々に進行

したことも確かであった。台湾銀行の南進策を推進してきた柳生頭取は、1916年（大正5年）1月24日の退任に際して、新頭取の櫻井鐵太郎、副頭取の中川小十郎にこの件を託した。櫻井新頭取も、台湾銀行の南進を信念として推進し^(註36)、またより積極的な南進論者であった中川副頭取は、「大華僑銀行」に強い関心を持って具体策を推進した^(註37)。一方、東京に戻った柳生前頭取は、台湾銀行東京支店と連動し、その後も「大華僑銀行」構想を当局者など要路に説いて回った〔台湾銀行 1930, 4〕。

1917年（大正6年）6月、台湾銀行は『南洋華僑ト金融機関』という調査報告書を公開し、「大華僑銀行」の設立を再度提唱している。ただしこの時期には、構想の微妙な変化も観察することができる。その設立趣旨は、従前のように華僑の金融的不利を日本との提携による新銀行設立で補う、というものに加え、次の記述〔台湾銀行 1917, 15〕も見受けられる。

今や本邦ハ戦前ノ輸入超過国ヨリ輸出超過国ニ転シ殊ニ対南洋ノ発展漸ク著シク現ニ南洋各地在住ノ本邦人ノ数ハ一万五千ヲ超エ其投下セル資本ハ数千万円ニ上リ（中略）本邦ノ一大覚悟トシテ積年ノ宿望漸ク緒ニ就カントスル時期ナルモ未タ之ニ適応スヘキ一大金融機関ノ存立ヲ見ルニ至ラサルヲ遺憾トセサル可ラス^(註38)

同時期の日本資本は、第一次世界大戦による欧州資本の活動停滞より生じた空白に乗り、アジア市場圏進出を積極化していた。このいわゆる大正南進の時代に、台湾銀行は為替銀行としての南洋進出を図っていたが、プランテーショ

ンや鉱工業への投融資には手の回らない状況であった。このため「大華僑銀行」には、台湾を基地として日本の南進を直接支援する拓殖金融機関の役割が期待されたのである。

さらに8月6日の『大阪毎日新聞』に、「南洋日支銀行 設立計画進捗」との記事が掲載され、「南洋日支銀行設立計画は近来益々進捗しつつあり」と紹介される。おそらくこの時期には新銀行設立の中心人物として、軒輊銀行の交渉末期に名の挙がった板橋林本源当主の林熊徴を担ぎ出すことが、ほぼ固まっていたと考えられる〔台湾銀行 1930, 3〕^(註39)。

1918年（大正7年）3月10日、柳生前頭取と台湾銀行東京支店の運動が実を結び、東京銀行集会所で「華南銀行設立相談会」が開催される。会議には大蔵省から森銀行局長、関場特別銀行課長、保倉普通銀行課長、外務省から広田書記官、農商務省から長満書記官、拓殖局から立花次官、入江書記官、園田書記官、台湾総督府から下村民政長官、末松財務局長、台湾銀行から柳生前頭取、櫻井頭取、山成理事が出席した〔台湾銀行 1930, 4〕。

この席で設立大綱が立案・議論され、趣旨には何らの異議も出なかったが、その設立を日中いずれの国の法律に準拠させるべきかの問題に議論が集中した〔『大阪毎日新聞』 1918年3月12日〕。この議論の末、華南銀行は台北に本拠を置き、日本法に準拠して設立されることが決定した後、大蔵省からは設立準備遂行に差し支えない旨の内示を受けた〔台湾銀行 1930, 4〕。こうしてついに「大華僑銀行」案は「華南銀行」案へと結実し、創設に向けて大きく前進しはじめた。

3月下旬、華南銀行の設立主導者に担ぎ出さ

れた林熊徴は、明石元二郎台湾総督の紹介で、東京を訪問して寺内正毅首相と会談し、計画を説明した。その際に寺内首相は「此種日華合弁組織ニ依ル南方金融機関ノ設置ハ当面ノ急務ナリ此事業ニ対シテハ中央政府並ニ台湾総督府ハ極力援助スヘキニ付是非此計画ヲ進行シ以テ大成ヲ期スヘシ」[台湾銀行 1930, 4]と激励した。また、大蔵省では大臣以下当局者と会談し、同じく設立を激励された。

この後、台湾銀行から当局に正式書類が提出され、具体的な準備着手の内示を得た上で、5月21日に東京支店で株式募集方法などの方策について関係者相談会が開催された。会議では、資本金は1000万円、設立趣旨に基づき日華両国人で折半募集、配当は華商の商業慣習に従って最低年6分を保証する^(註40)、などを決定した[台湾銀行 1930, 5]。

これを受けて、林熊徴を発起人代表とする設立趣意書が発表された後^(註41)、発行予定10万株のうち、台湾4万株、日本内地1万株の割当てに対する募集が開始され、盛況のうちに終了した[台湾銀行 1930, 6]。また7月には、海外に割当てする5万株の募集のため、林熊徴が台湾銀行の特派員と厦門、福州、上海、汕頭、香港、広東、シンガポール、バタビア、スマラン、スラバヤを歴訪した。この結果は、予定数を超過して割当てに困難を感じるほどの盛況であったとされる[台湾銀行 1930, 6]。10月12日には定款が完成し、同月19日には大蔵省に対して銀行設立認可を申請する[台湾銀行 1930, 6]。

3. 華南銀行の発足

——資本構成と経営体制——

華南銀行は、1919年(大正8年)1月22日に法人登記を完了した。創立株主総会は1月29日午後2時、台北の鉄道ホテルで開催された。来賓には、総督府の高田長官代理、阿部財務局長代理、田阪商工課長、水越地方課長、台湾銀行の櫻井頭取などが招待された。その様子は、翌日の新聞『台湾日日新報』1919年1月30日]が詳しく伝えている。

発起人総代として守永久米松氏起ちて各位の賛同を得たる華南銀行の設立は株式引受の確定に次いて第一回の株金払込みを了したるを以て茲に総会を開きたる次第なりとて開会を宣し株主後宮信太郎氏は議事整理の爲め議長に中川小十郎氏を推したしと発議せしに賛成々々の声あり依つて中川氏議長席に著く

この日の出席者は290名、株式数で5万6420株となり、株主と株数の半数以上を占め、総会の適法成立が宣言された後、議事に入った[『台湾日日新報』1919年1月30日]。

まず創立事務費用について、旅費・通信費などで4万8000円となったが、定款ではこの支出が1万円までとあり、それ以上は台湾銀行と林熊徴が負担することになった[『台湾日日新報』1919年1月30日]。次に株式募集の経緯を、林熊徴が報告した。この後、株主の顔雲年が、「本銀行の今日を致せしは全く台湾銀行の好意に出ず吾等は之を銘記して忘れざると同時に将来も永く台湾銀行の援助と指導とを仰ぎたし而して之を創立総会の決議として銀行当事者に懇請したし」[『台湾日日新報』1919年1月30日]

との動議を提出し、満場一致の賛成となった。

次に重役選任に移り、取締役15名、監査役7名、相談役25名、顧問3名が選任された^(註42)。この後、取締役の互選で、総理に林熊徴、副総理に池田常吉と鄭俊懐、専務に小笠原三九郎、支配人に山瀬肇と清水孫乗が選任された[『台湾日日新報』1919年1月30日]。4名の日本人は、台湾銀行が経営を指導・監督する方針に基づき、同行から出向した人物であり、一般行員の大部分も、やはり台湾銀行から割愛された人材であった[台湾銀行1930, 8]。

この他、定款改正の件、監査5名による検査結果報告、重役報酬の仮決議が提議される。そしてこれらの議事が終了した後、総督府の高田民政長官代理と台湾銀行の櫻井頭取が祝辞を、これに林熊徴が答辞を述べた後、5時半に無事終了した[『台湾日日新報』1919年1月30日]。

こうして発足した華南銀行の定款、資本構成、経営体制を見ると、次のとおりである。

まず定款には、第1章総則で名称「華南銀行」(英文名:The China and Southern Bank Limited)が定められた。この英文名を見ると、行名の「華南」とは「中国南部」の意味ではなく、「南支」(華)と「南洋」(南)を意味し、その設立趣旨による市場圏を端的に示すもので

あった。続けて、存立期間満20年、日本法人として日本法に従うとある[華南銀行1918, 1]。第2章資本金及株式、第3章役員、第4章重役会、第5章株主総会と続き、第6章営業では主な営業項目を預金受入、金銭貸付、手形割引、為替取引とし、都合で保護預かり、公社債の応募引受、債務・信用の保証、有価証券・金銀売買と両替、金銭・有価証券の出納保管、その他業務代理、代金取立を営むとある[華南銀行1918, 13-14]。第7章計算では、年度を毎年1月から6月、7月から12月の2半期に区切り、利益金は100分の10以上を法定準備、同100分の2以上を配当平均準備、同100分の1以上を特別準備、前期繰越金控除後の100分の10以下を賞与に当てるとしている[華南銀行1918, 14-15]。

次に資本構成(1919年1月、表2)を見るが、これは依拠する資料で数字が異なる。まず南支・南洋側株主は、華南銀行資料[台湾銀行1930, 16]では4万8800株(全体の48.8パーセント)となるが、『中外商業新報』1919年2月2日では5万株(同50パーセント)となる。この差は、後述の日本側株主を2つの資料で比較した差が、前述の2つの資料を比較した差である1200株と同じことを考慮すると、おそらく

表2 華南銀行創業時における地区別株式割当状況(1919年1月)
(単位:株)

	華南銀行資料		中外商業新報	
華僑・民国側株主		48,800	南支	22,050
		—	南洋	27,950
日本側株主	台湾	28,010	台湾	40,000
	内地	23,190	内地	10,000
合計		100,000		100,000

(出所)台湾銀行(1930, 16),『中外商業新報』1919年2月2日。

南洋側株主のなかの台湾籍民を、どのように定義・区分するかで生じたものと考えられる。また日本側株主は、華南銀行資料では台湾 2 万 8010 株（同 28.01 パーセント）、内地 2 万 3190 株（同 23.19 パーセント）の合計 5 万 1200 株（同 51.2 パーセント）となるが、『中外商業新報』では台湾 4 万株（同 40 パーセント）、内地 1 万株（同 10 パーセント）となる。この差は、おそらく台湾での日本人株主を、地理的意味で台湾、あるいは民族的意味で内地のどちらかに区分するかで生じたと考えられる。創業時の株主名簿を発見できない現状では、この差の正確な答を導き出すことはできない。しかし、これは逆説的には、華南銀行が地域や民族の境界があいまいに交錯する世界に成立した銀行であることの反映とも読むことができる。

また役員構成（1919 年 1 月、表 3、4）を見ると、取締役 15 名、監査役 7 名、相談役 25 名、顧問 3 名の総勢 50 名が選任されている。これを居住地ベースの地域的配分で見ると、上海、福州、厦門、広東、香港といった南部中心の中国各地（全役員中 30 パーセント）、シンガポール、マニラ、ラングーン、スマラン、スラバヤ、ソロといった南洋各地（同 24 パーセント）、台湾（同 34 パーセント）、日本本土（同 12 パーセント）であり、いずれも各地の有力者を、きわめて幅広く包括していた。ただし業務担当役員 6 名中、林熊徴と鄭俊懐の職務は名目的で、実際の運営は台湾銀行出身の日本人 4 名が取り仕切ることになっていた。まさに華僑に「名」を与えて、日本人が「実」を取るとする、台湾銀行の当初構想に忠実な内容であった^(註43)。

4. 将来への危惧

設立された華南銀行は、「趣旨ニ鑑ミ単ニ営利ノミヲ目的トセス帝国南進ノ大策ト華僑ノ利便トヲ考慮シ急ヲ要スル」[台湾銀行 1930, 7]として、1919 年 3 月に台北本店を開業した後、6 月のシンガポール支店を皮切りに、スマラン、広東に支店を開設した。さらに数カ月以内にラングーン、サイゴン、ハイフォンにも支店を開設し、資本金の払い込みも続行して、創立 2 年以内に約 750 万円となった[台湾銀行 1930, 7]。

しかしすでに創立に際して、一部からはその将来に懸念が示されていた。たとえば 1919 年 2 月 19 日の『台湾新聞』は、次のように記す。

本銀行の前途は極めて遼遠にして且つ幾多の難関を有する事又何人も予想に難からざるべし、会社の資本家は前に述べたる如く極めて複雑多様にして、又資本家の外に幾多の大姑、小姑有り、営業する地域は数箇国に跨り、而して今や戦争の終熄すると共に其競争者たるべき外国銀行は活動力を復起し来らむとし、国際金融の状勢亦漸く吾れに不利ならむとす

この一文が指摘するように、華南銀行の資本と役員構成は、広域にわたる華僑の市場圏を網羅するため、あまりに多数かつ実効性に乏しいものとなっていた。その原因は、構想当初から華僑社会を究極的には大同団結の可能な共同体と見なし、これを前提に議論を進めたことにある。無論、台湾銀行は「由来党派の郷党的ノ感情強ク多数異趣味ノ共同協力ニ適セサルハ支那人ノ常弊」とし、それは「今回銀行ノ設立ニ就テハ最モ注意ヲ要スル所」と記していた[台

表3 華南銀行の創業時における役員（1919年1月）

役職	氏名	居住地	備考
取締役	林熊徴	台湾	台北最大の名門「板橋林家」当主
取締役	林烈堂	台湾	台中最大の名門「霧峰林家」一族，林獻堂の弟
取締役	陳中和	台湾	高雄最大の名門「高雄陳家」当主
取締役	池田常吉	台湾	台湾銀行元本店元支配人
取締役	守永久米松	台湾	台湾銀行本店助役
取締役	小笠原三九郎	台湾	台湾銀行元広東支店長
取締役	山瀬肇	台湾	台湾銀行
取締役	清水孫秉	台湾	台湾銀行元高雄支店書記
取締役	盛恩頤	上海	大実業家盛宣懐の子息，林熊徴の妻の兄弟
取締役	劉崇偉	福州	
取締役	黃慶元	厦門	
取締役	梅普之	広東	著名金融業者
取締役	劉炳炎	シンガポール	
取締役	鄭俊懷	スマラン	スマラン中華商會会頭，有力砂糖商人
取締役	李雙輝	スラバヤ	建源の同地支配人
監査役	顏雲年	台湾	基隆最大の名門「基隆顔家」当主，鉦山王
監査役	鄭拱辰	台湾	
監査役	蔡蓮舫	台湾	
監査役	倉知鐵吉	東京	元外務省政務局長，中日実業副総裁
監査役	王文達	シンガポール	
監査役	郭博愛	ソロ	郭春秧の親族，有力砂糖商人
監査役	黃奕住	スマラン	有力砂糖商人
相談役	辜顯榮	台湾	鹿港の名門で，台湾政財界の最有力者
相談役	李景盛	台湾	新高銀行頭取
相談役	林獻堂	台湾	台中の名門「霧峰林家」当主
相談役	佐田家年	台湾	台湾銀行理事
相談役	南新吾	台湾	台湾銀行理事
相談役	山本悌二郎	東京	台湾製糖重役
相談役	下坂藤太郎	東京	台湾銀行監査役
相談役	窪田四郎	東京	富士製紙重役
相談役	山成喬六	東京	台湾銀行理事
相談役	朱葆三	上海	上海総商會会長
相談役	盛重頤	上海	大実業家盛宣懐の子息，林熊徴の妻の兄弟
相談役	黃秉榮	福州	
相談役	蔡法平	福州	
相談役	葉崇祿	厦門	
相談役	田文甫	香港	有力貿易商人
相談役	李子雲	香港	有力貿易商人
相談役	楊梅賓	広東	
相談役	黃鷺塘	広東	
相談役	江孔殷	広東	台湾銀行と密接な取引のある有力商人
相談役	陳勉●	広東	
相談役	施光銘	マニラ	
相談役	林振宗	ラングーン	英領ビルマ第一の富豪で，立法會議員
相談役	林文慶	シンガポール	福建系郷党の有力指導者，医師で実業家
相談役	林秉祥	シンガポール	汽船・貿易・銀行を経営する「和豊」創業者
相談役	俞宏瑞	スマラン	
顧問	柳生一義	東京	台湾銀行前頭取
顧問	郭春秧	スマラン	郭河東公司当主
顧問	中川小十郎	台湾	台湾銀行副頭取

（出所）『台湾日日新報』1919年1月30日，プロフィールは各種資料から。

表4 華南銀行の創業時における役員地区別分布状況（1919年1月）

		取締役	監査役	相談役	顧問	合計
華僑・民国側	上海	1	0	2	0	3
	福州	1	0	2	0	3
	廈門	1	0	1	0	2
	広東	1	0	3	0	4
	香港	0	0	3	0	3
	シンガポール	1	1	2	0	4
	マニラ	0	0	1	0	1
	ラングーン	0	0	1	0	1
	スマラン	1	1	1	1	4
	スラバヤ	1	0	0	0	1
	ソロ	0	1	0	0	1
日本側	台湾（台湾人）	3	3	3	0	9
	台湾（日本人）	5	0	2	1	8
	内地	0	1	4	1	6
合計		15	7	25	3	50

（出所）『台湾日日新報』1919年1月30日。

湾銀行 1915d]。一方で、「各地ノ華僑宜シク党同異伐（ママ）ノ弊ヲ矯メ戮力協心一団トナリ新機運ニ適応スルノ施設ヲ試ムル」[台湾銀行 1915q, 21] とするが、これは結局、日本人の視座からの大同団結的な発想であった。

実際には、華南地域の社会的行動原理の延長として、同族・同郷の紐帯に基づく面識・信用関係は、遠く離れた異郷に暮らすことで増幅され、華僑社会の行動を規定していた。この行動原理は、それが結びつける特定範囲では団結を強固にしたが、それを越えた範囲では関係を分断しただけでなく、しばしば敵対関係に向かわせた。これは軒輳銀行計画の際、郭春秧と黄仲涵の間に見られた対立関係が典型例である。華僑のネットワークとは、同族や同郷など何らかの個人的接点を基礎に、地点間を結ぶ個々の「線」が、無数に重なったものである。しかし

それらの「線」は、あくまで各々独立した系統であり、きわめて個人主義的・同族主義的な色彩の強いものであった。それゆえに、華僑の勢力を相互独立性を越える形で凝集するには、強力なインセンティブが必要であった^(註44)。

まして多くの華僑から見れば、「習俗ヲ同ウスル日華両国人」[台湾銀行 1915q, 20] どころか、必ずしも快く思わない日本人が背後に控える銀行などは、「戮力協心一団トナリ新機運ニ適応スル」ものとはなりえなかった。すなわち台湾銀行の発想は、理想としては志の高いものではあったが、現実としてはなはだ見通しの甘いものであった。

華南銀行への懸念は、台湾銀行の内部からも出ていた。たとえば広東支店長として辣腕を振るい、華南銀行の創設と同時に取締役専務シンガポール支店長となった小笠原三九郎は、設立

自体は「趣旨に於て間然する所なく、又時宜に
適していた」が、「機構と役員の時（ママ）衡
とは、甚しく私の期待を裏切ったものであって、
最初よりその成功が危ぶまれた」[小笠原 1967、
145-146]と述べている。彼は創立株主総会に
先立つ1918年12月、計画推進の責任者であっ
た中川副頭取に、懸念事項の再検討を要請して
いる。

小笠原の懸念とは、第1は、日中合弁での主
導権であった。彼は、中国人が容易に「名」の
ために内紛を起こし、団結しないことを考えれ
ば、名実ともに日本人がトップとなって統率す
べきとする^(註45)。このため、林熊徴を名目上でも
総理とすることに反対であった^(註46)。

第2は、役員数が多すぎるというものであっ
た。特に、これまで台湾銀行と密接な関係もな
く、また将来も密接に連絡できそうにない多数
を、散逸する各地に役員として置くことは、
「その害、利を償わざる」[小笠原 1967、147]
とする。また日本人役員も最小限にして、特に
常勤重役は営業統一と経費膨張抑止の観点から
1~2名にすべきである、と主張した。

第3は、業務方向性と収益源の問題であった。
華南銀行は年6分配当を公約したが、「強いて
儲けんとすれば、そこに無理が出て、後日の禍
根を胎す」[小笠原 1967、147-148]と憂慮する。
特に華南銀行は、高コストの海外店中心で、そ
れらは現地通貨で一定の為替資金を用意する必
要があった。しかも華僑の為替需要を取り込む
だけでなく、日本資本の南進を補助する拓殖金
融まで期待され、業務方向性は曖昧であった。
しかし本店は、「政府方面より相当額の低利資
金融通の方法が講ぜられる」、「現地資金は台湾
銀行から所領を供給する方針」、「経費の幾分か

は、総督府の助成金を下附され（中略）、それ
で賄える筈」[小笠原 1967、148]^(註47)と返答し、
小笠原はこれを「他力本願主義」と強く懸念し
ている。

そして、内外から噴出した各種懸念は、その
後の数年で顕在化し、経営を長期にわたって蝕
むことになり、華南銀行は設立当初の構想から
大きく変容してゆくことになる。

おわりに

華南銀行の成立に至る過程の考察を通して得
られた、本稿の発見をまとめると次のようになる。

第1には、華南銀行の基礎となった「大華僑
銀行」の構想は、蘭領東インドでの軒輳銀行設
立運動が発端となり、その交渉過程のなかで形
成されていった点である。軒輳銀行案の提起は、
折しもアジア間市場への南進を企図していた台
湾銀行の関心を引き、華僑との連携による銀行
設立という方案になる。しかし、その過程で台
湾銀行は、局地的な軒輳銀行案よりも、自らが
主導してより大きな範囲での華僑を糾合した
「大華僑銀行」の構想を企図しはじめる。この
結果、軒輳銀行の設立交渉は暗礁に乗り上げ、
他方で台湾銀行は『華僑銀行（南洋銀行）設立
要旨』を公表するなど、構想を具体化させて
いった。

第2には、「大華僑銀行」案の想定した地理
範囲が、広範囲なアジア間交易の市場圏であっ
た点である。いわゆる「南支・南洋」とは、二
つ一組で実質一体化し、華僑の経済活動で接続
された市場圏であった。「大華僑銀行」案が、
この認識を念頭としていたことは、その結実で

ある華南銀行の行名「華南」が、「中国南部」の意味ではなく、「南支」（華）と「南洋」（南）を意味するものであったことに、端的に示されている。

第3には、軒輳銀行案から華南銀行設立まで、一貫して日本政府各部門が関心を示し続けた点である。現地領事、台湾総督府、東京の外務省、大蔵省、農商務省といった中央官庁まで、何らかの形でつねに連絡や連携がおこなわれていた。これは、日本が南方への経済的勢力延伸を政策として意識しはじめた、大正南進を象徴するものでもあった。

第4には、「大華僑銀行」案がより具体化した1910年代後半には、その求められた役割にも変化が生じていた点である。当初、それは華僑の金融的不利を日本との提携で補い、その金融需要を取り込もうとするものであった。しかし、第一次世界大戦で生じた経済的空白のなか、南進する日本資本を直接支援するため、1910年代後半には、台湾を基地とした南方金融機関としての役割も期待されはじめていた。

第5には、成立した華南銀行の資本と役員構成は、アジア地域間の華僑市場圏を網羅するため、地理的・人脈的に幅広いものとなった点である。しかし実際の運営は、台湾銀行出身の日本人が取り仕切ることになっており、実質的に台湾銀行の支配下にあった。これは華僑に「名」を与え、日本人が「実」を取るとする、当初構想に忠実な内容であった。

第6には、「大華僑銀行」構想は、現実としては見通しが甘かった点である。台湾銀行は当初から、華僑の郷党感情の強さと弊害は認識していたが、究極的には大同団結可能な共同体と見なして議論を進めてきた。ところが実際、き

わめて個人主義的・同族主義的原理を基礎とする華僑を結集させるには、大きな困難が存在した。しかも「大華僑銀行」の場合、華僑のなかには日本に複雑な感情を抱く者も多かったため、彼らがこれを真に受容するかは不透明であった。

第7には、華南銀行は当初から、その設立趣旨のゆえに経営構造に問題を内包していた点である。たとえば、多岐かつ広範囲な資本・役員構成から経営の機動性や実効性が危ぶまれ、また海外銀行の高コスト体質から明確な業務方向や収益源の見通しが立たないなか、政府補助や台湾銀行への援助依存を前提とするなど、脆弱な経営構造を内包していた。

以上のように、1910年代に「大華僑銀行」案として形成され、華南銀行として結実していった一連の動きは、台湾銀行が台湾を基盤として南方に向かい、アジア間市場で金融業務を展開する日系海外銀行として、拡大を目指したことの反映であった。それは同時に、大正南進期という時代精神の産物でもあった。

しかし、その大正南進の限界、言い換えれば、アジアへの経済的勢力延伸を試みた帝国日本の限界を反映するかのように、華南銀行は設立から数年で迷走を開始する。第一次世界大戦後、欧州系資本の復帰は競争の激化を招き、また日本は、大戦景気の長期反動に苦しめられる。この外部環境悪化のなか、華南銀行の経営構造に当初から内包されていた脆弱性が顕在化し、長期にわたって経営が蝕まれることで、当初の趣旨から大きく変容してゆく。こうした創設後の華南銀行の迷走と蹉跌については、現在準備中の別稿で明らかにしたい。

（注1）注意が必要なのは、現在の国民国家的

地理概念と異なり、当時のアジアは実質的に一体化した地域圏を形成していた点である。すなわち「南支」と「南洋」は、「中国南部」と「東南アジア」という分離した存在ではなく、むしろ「南支・南洋」という二つ一組の範囲で一体化して機能してきた、アジア間交易の経済圏であった。台湾銀行が南進に際して念頭においたのは、まさにこの地理概念であったことを理解する必要がある。

(注2) 台湾銀行の柳生一義頭取が書き残したものや、当時の台湾銀行の各種資料や調査報告には、香港上海銀行に対する言及が頻繁に見受けられる。

(注3) 矢野(1975, 再版239-250)によれば、大正南進の特徴は、(1)経済的「成功主義」を基礎とする功利・実利傾向、南洋を日本に経済的利益をもたらす世界と認識、(2)明治期のそれは在野・民間のロマンチスト的思想であったが、大正は多少とも「公」の思想の色彩が濃い、(3)特定個人が「私」的、偶然的に担うのではなく、何らかの社会的機関が制度的に担いはじめる、(4)日本人の「南洋」イメージが形成され、社会一般に定着、(5)南洋を支配するオランダ、イギリス、フランスへの微妙な認識が議論に取り入れられはじめた、(6)軍事的接近ではなく、商業主義的接近を念頭に置いた、とされる。

(注4) たとえば中村(1981, 235-236)、許(1994, 72-73)、河原林(2003, 102)、鍾(2004, 170-171)など。従来、詳細な研究が難しかった理由は、台湾銀行側資料の未発見にある。

(注5) たとえば広東華僑によって、1909年にサンフランシスコで、1912年に香港でそれぞれ創設された「廣東銀行」(The Bank of Canton)は、この典型である[久末2008]。

(注6) 1912年には、スマランで「福建殖産銀行」なるものの設立計画も立ち上がっていた[外務省在バタビヤ領事館1913b]。これが軒輳銀行の前身計画であると思われる。

(注7) 1858年、福建省同安寮東社生まれ。1878年にジャワに渡り、叔父の経営する農産物取引・茶葉輸入商「郭河東」で働く。1887年、

台湾拠点を設け、茶葉貿易で巨利を得る。後に台湾籍民となる。スマラン中華商会総理や台湾茶商公会会長などをつとめ、1919年には日本政府から勲五等旭日章、1928年には勲四等瑞宝章を受ける[林1932, 18-19]。

(注8) 1873年、山形県新庄町生まれ。1895年、台湾で監獄看守に就職し福建語を学習。1897年、偶然知り合った郭春秧に師事し、郭河東の書記長として働く。1902年に台北で呉服屋と質屋を開業。一度内地に戻った後、1907年にスマランで行商を開始。「南洋商会」を起業し、貿易やココナツ園を経営。他に華南銀行、南洋倉庫に関与。晩年は小笠原島に住み、1938年に66歳で死去。堤林の詳細な研究は、矢野(1977)、矢野(1975, 再版68-74)を参照。

(注9) 「軒輳」とは中国伝説上の初代帝王で、中華民族共通の祖先とされる黄帝の名であり、「支那人ニ取り神聖ニシテ侵スヘカラサルモノナルノ感ヲ起サシム」[台湾銀行1915e]として「軒輳銀行」の行名に定まった。

(注10) 1866年、スマラン生まれ。父の農産物売買とアヘン専売請負「建源公司」を継ぎ、農産物貿易・加工に進出。倉庫、汽船、銀行(Bank Vereenings Oei Tion Ham)に拡大する。1921年にオランダ籍を放棄しシンガポール移住。1924年死去[可児・ス波・游2002, 254]。

(注11) バタビヤでは、在留邦人社会が「会社側・下町側」に分かれ、香港では「上町・下町」、シンガポールでは「グダン族・下町族」など同様の傾向があった[矢野1975, 再版92-93]。

(注12) このほか7月8日の領事報告では、7月上旬に上海から孫文の使者が訪問し、上海に設立された「中華銀行」なるものへの出資統合と、郭の頭取就任が要請される。また数日後には、袁世凱の使者から総統府顧問就任の要請があったとされるが、郭はジャワでの銀行設立にこだわり、双方の申し出を謝絶したことが記されている[外務省在バタビヤ領事館1913d]。

(注13) 柳生頭取の対外拡張に備えた調査活動については、『台湾日日新報』1917年10月19日

が次のように伝える。「柳生氏は調査と云ふ事に余程の興味を持つてみたらしい。そして調査物の出版などには惜しまず金を掛け、亦た調査の費用も惜しまずに出したのであつた。それで台銀の調査課と云ふものは南洋発展上の一機関となつたのである。(中略)要するに柳生氏が台湾の南方発展上、最も有力なる主動者(ママ)であつたと云ふことは事実である」。

(注14) 台湾銀行の南洋における支店・出張所の展開をみると、シンガポール(1912年、大正元年)、スラバヤ(1915年、大正4年)、スマラン(1917年、大正6年)、バタビア(1918年、大正7年)、バンコク(1919年、大正8年)と急速に進んでいる[台湾銀行1942, 2]。

(注15) 柳生頭取は、日本の南進には台湾籍民の利用が重要であるとし、1914年12月に「南洋発展ニ就テ」[碧榕會1921, 347]との一文を記す。そこでは、「台湾モ今ヤ普ク王化ニ浴シテ海外ニ居ル籍民モ均シク日本人テアル」とし、区別なき連帯と協力による南進を説く。そして「此趣意ニ於テ日本人カ利益ノ独占的計画ハ不可宜シク相互共同タルヘキナリ即チ華僑銀行ノ成立ヲ助成シ華僑ノ利便ヲ計ルカ如キハ其一方法」(下線は筆者による)と記す。

(注16) 台湾銀行スラバヤ出張所の開設の経緯については、後にスマラン駐在所長となった根本榮次が、次のように語っている[根本1942, 2-3]。「将来日本とジャワ、蘭印との関係は、益々盛んになるものと思ふ、そればかりでなく、南方支那方面から南洋に行つて居る約七百万人の華僑民が年々本国に送金する金額は莫大な額に上る。先づ台湾銀行としては、この送金の予想金額を約五千万弗として、之を扱つて居るだけでも仕事になるのではないかといふやうな漠とした考へ方で、台銀の支店を向ふに作らうといふことになった」。

(注17) 「(筆者注：長満書記官が)郭ニ向テ時局ヲ説カレ日支合弁事業ノ衝ニ当ルヘキヲ勸メラレタルハ(筆者注：郭が)常ニ抱懷セル事業ノ実現セル機ヲ得茲ニ決意セル」[台湾銀行1915a] ことの契機となつた。

(注18) 長満書記官が、2月に作成した報告書[農商務省商工局1915]にも、次のようにある。「小官ガ『スマラン』市ヲ訪問セル時(一月下旬)ハ恰モ砂糖市場沸騰セル時ニシテ郭春秧ハ之ニ依リ既ニ数百万円ノ利益ヲ得タルニ依リ独力銀行ノニ当リ得ベシト考ヘ(後略)」。この報告書は、3月31日に農商務省商工局長から外務省通商局長と大蔵省理財局長に転送された[台湾銀行1915d]。農商務省を動かしたのが台湾銀行かは不明。

(注19) 「当行之カ監督ノ位置ニ立チ且ツ当行各店是カ代理店タルニ至ラハ又軒輊銀行ヲシテ当行代理店トセハ爲替売買ノ如キモ今日和蘭銀行ト取引セル如キ不便モ除去サレ得ヘキノミナラス之ヲ利用セハ当店ハ勞少クシテ効ヲ取メ得ヘシト存候」[台湾銀行1915a]。

(注20) 浮田領事の報告は、東京で外務省から台湾銀行東京支店長の山成喬六に逐次転送されている。このように並行する形で、台湾銀行が外務省、大蔵省と連絡を取っていたことから、すでに官民の連携が多角的な経路でおこなわれていたことを理解できる。

(注21) 柳所長は柳生頭取との出発前会見を記している[山崎1922, 374-375]。「軒輊銀行の目論見につき縷々御話があり、爪哇へ渡つたら早速郭春秧さんに来て此話を纏め報告する様にとて、郭さん宛巻紙の御直筆の紹介状を手渡された。私にとつて(ママ)は実に重任であつたが、頭取の熱心なる御志と、激励の御言葉とに釣り込まれ、後進指導のある濃やかなる温情を唯一の便りとし、そこで自分のベストを尽さうといふ固き決心を起した」。

(注22) この様子は4月28日に浮田領事から報告され、「相談纏りタリ諸事ニ対シ本官ハ賛成ナルニ付出来ル丈ケ之ヲ基礎トシ協定進行ヲ希望ス」[台湾銀行1915e]とある。

(注23) 当初は柳所長も、次の懸念を示した[外務省在バタビア領事館1915b]。「軒輊銀行ノ設立ヲ補助セル結果建源ヨリ怨ヲ買フカ如キ事アリテハ将来南支方面ニ於ケル同行事業ニ対シ累ヲ●カストモ限ラストノ事ニツキ郭ニ対シテ

ハ●建源ト衝突スルカ如キ事無キ様篤ト申会置]。

(注24) 台湾銀行の経営体制では、本店が「島内」とよばれた台湾内支店を統括し、東京支店が「内地」とよばれた横浜、神戸の国内支店、さらには「在外」とよばれた他のアジア各地、ロンドン、ニューヨークなどの海外支店を統括していた。

(注25) 郭の日支提携論は、会う人々に真摯な印象を残しており、単純に打算だけとは言い切れなかったようである。たとえば台湾銀行スマラン出張所長であった根本榮次は「心から南方に於ける日支提携論を唱へて居った」[根本1942, 11]と述べ、また浮田領事は「同人ハ兼テ日支提携論ヲ唱へ(中略)之旁々同人ノ誠意ヲ了シ」[外務省在バタビヤ領事館 1915c]と記している。

(注26) なお郭は、1915年(大正4年)6月6日、「日中和議後之結果利害改良請求書」という意見具申書を、当時の総理大臣大隈重信宛に書き、バタビアの浮田領事に託した。これに添えた浮田領事宛の手紙では、日中関係改善のため「商業上ノ実質提携ヨリ一般支那人ニ対シ何等カ好感情的文章ノ新協約ヲ見セ目下ノ時局ヲ修救スル」[外務省在バタビヤ領事館 1915c]と、時局收拾のため軒轅銀行案の活用を提案したような一文がある。これは7月10日付加藤外務大臣名で大隈総理大臣に転送されたが、これには「前記郭春秋ハ元福建人ニシテ台湾、厦門及爪哇『スマラン』『ジョクジャカルタ』等ニ店舗ヲ有シ手広く営業ヲ為シ居リ中部爪哇支那人間ニ相当勢力ヲ有シ現ニ台湾銀行ヨリノ借款ニ抛ル軒轅銀行ノ設立ニ尽力シ居ルモノニ有」[外務省外務大臣 1915]との但書が付されていた。

(注27) この頃、新聞紙上では南洋での銀行設立報道が流れ始める。たとえば1915年8月3日『時事新報』は「南洋銀行と華僑 南洋発展と華僑民金融」との記事を掲載している。

(注28) 「思フニ建源主人黄仲涵カ何処迄モ第一人トシテ『スマラン』ニ覇者タラントスルノ欲望ト郭カ其ノ欲望ヲ破壊シ手腕ノ上ニ於テ彼

ヲ凌駕シ事毎ニ反対シ彼ノ主張ヲ不成立ニ終ラシメ己ノ主張ヲ必ス成立セシメ以テ一方ノ覇者タラントスルノ欲望トハ両立セスサレハ郭ノ主唱ニ出テタル軒轅銀行ノ未タ成立セサル間ニ黄ノ知ル所トナレハ必スヤ破壊ノ悲運ヲ見ルヘシトノ郭ノ推測ハ一面ノ理由ナキニ非ス」[台湾銀行 1915]。

(注29) 台湾銀行と林家の関係は、1910年に発生した林家の家産整理問題に発する。林家には先代当主の三夫人からなる第一房、第二房、第三房があり、深刻な紛糾が生じた。これに対して総督府の依頼で介入した柳生頭取は、事態を公正に処理する[『後藤新平文書』]。このとき、柳生頭取は盲腸炎で「発熱苦悶甚だしく、医師から面会謝絶絶対安静を求められて居たに拘はらず、山成氏を介して事情を聴取し、其解決の為に苦心した」[山崎 1922, 154-155]。これを契機に、柳生頭取は第一房当主の林熊徴の後見人的立場となった。その様子は、「林君は当時三十歳前後で、仕事のやり初めの時代の事とて、氏は或は叱り或は訓え、懇切な世話、親身も及ばぬ親切、実に吾子に於けるものがあつた」[山崎 1922, 394]、「時に嚴父の如く、時に慈母の如く、私の直接関係した華南銀行の事で之を見るも林熊徴氏に対し、自分の子を可愛がるやうに力を尽さる」[山崎 1922, 381-382]とある。

(注30) 1888年、海山郡板橋庄生まれ。一族は台湾屈指の名門地主「板橋林本源」。林熊徴は第四代第一房の長男。幼少時、日本の台湾領有により一族と福建に移住。1908年、20歳で清末民初の大実業家盛宣懐の娘である盛關頤と結婚。同年に台湾へ戻り、台湾土地建物、林本源精糖、台湾製油などを創業。また台湾日日新報社、中日銀行、台湾倉庫、新高銀行、台陽鉱業、華南銀行、日本拓殖、大永興業、台湾製塩、台湾煉瓦にも関与。特に華南銀行は発起代表人で、取締役総理を生涯つとめる。政治上では台北庁参事、大稻埕区長、台北州協議会員、台湾総督府評議員などをつとめ、各種の慈善事業にも熱心であった[大永興業股份有限公司]。1923年(大正12年)には勲四等瑞宝章を受けるなど、

日本統治時代の台湾で屈指の名望家であった[林 1932, 15]。1946年(民国35年)に死去。

(注31) 林熊徴自身は、柳生頭取との関係、軒轅銀行との関連を、次のように記している[山崎 1922, 265-266]。「私は常に師父の思をして御世話に預かってみましたが、柳生さんが国家的見地からいたしまして、夙くより南支南洋に着目され、日支親善の実を行ひたいといふことに深甚の注意を払って居られましたことは、是又常に敬服してみました次第であります。(中略) 華僑との取引必要を主張され、軒轅銀行創立の事を相談されたこともありまして、私へも金融事業に従事してはどうだと御話になったこともありまして。」。

(注32) この経緯について、柳所長は「過般小役出張ヲ以テ創立ヲ見ルヘシトノ予期ヲナシタルニ反テ修正案ヲ提出セラレ存外ノ感ニ打ラレタルカ如ク更ニ今回調訂(ママ)案(中略)ニ未タ何等ノ回答ニ接セサルヲ以テ行悩ト早合点シ加フルニ二十二日小役カ建源主人黄ヲ『サラチガ』ノ別荘ニ訪問シタル際何等カ本件ノ暗示ヲナシハセサリシヤトノ疑心ヲ生シ」[台湾銀行 1915]と記している。

(注33) 柳所長は、報告[台湾銀行 1915]で次のようにも記す。「斯ル疑心ヲ抱カシムルニ至リシ罪ハ小役交渉ノ拙劣ナルニ存スル事恐懼措ク能ハサル所ナリト雖モ又一面本件カ時非ニシテ公然日支合弁計画ヲ旗幟トシ堂々市場ヲ説破シ得サル処ヨリ特ニ仮メンヲカブラシメ紆余曲折ノ道ヲ辿ラサルヘカラサル自然ノ成行モ預テカアリト信ス」。

(注34) しかし郭春映と日本の関係は途切れなかった。1917年に台湾銀行スマラン出張所長となった根本榮次は、開設・運営につき郭を「毎晩訪問して所謂華僑対策に付て意見を聴いた」[根本 1942, 3]と記している。また、1919年に台湾茶の対ジャワ輸出解禁交渉につき、台湾総督府の尽力を謝すため、郭と堤林は台湾に帰った際、明石総督から原敬総理への紹介を受けて東京で面会した。この後、郭には勲五等が授与された[根本 1942, 11-12]。

(注35) しかし、1915年10月11日の『横浜貿易新報』には「南洋銀行設立計画」という記事が掲載されており、台湾銀行の関心が衰えていないことを示している。

(注36) 「台銀の調査委員を督励したのみならず、時々行員を簡抜して出張せしめ又は新嘉坡スラバヤ方面の行員をして南洋の事情に注意せしめ」[『台湾日日新報』1917年10月21日]。

(注37) 華南銀行取締役専務となった小笠原三九郎は、「柳生さんは大正五年一月台銀を出るに際して、中川副頭取に本計画の遂行を遺囑(ママ)し、爾来中川さんは、熱心にこれが実現に尽力せられ(中略)具体案作成の労を担当する」[小笠原 1967, 144-145]と記す。

(注38) たとえばジャワ向け輸出入をみれば、1914年の輸出680万円、輸入2270万円が、1918年は輸出7380万円、輸入5300万円[台湾銀行 1939, 252-253]と激増している。

(注39) これ以前、すでに林熊徴は、台湾銀行が1917年(大正6年)5月に湖南省長沙で設立した「中日銀行」に取締役として参加している。

(注40) これは「官利」とよばれた華商社会の慣習で、伝統的共同出資形態の「合股」では、出資分に対して利益から利子的な固定配当を支払うものである。これは合股への資金提供が、投資運用だけではなく預金運用の性格も有するものであったことに起因する。

(注41) 発起人(林熊徴、池田常吉、守永久米松、顔雲年、鄭拱辰、陳中和、林烈堂、蔡運舫)は、台湾銀行の池田を除き、台湾の実業家や名望家である[華南銀行 1918, 16-17]。

(注42) この選出については、次のような経緯もあった。「中川議長曰く本銀行は日支合弁の事業なるを以て従つて重役も日支半数ずつ選任の予定なりしが銀行取締規則中外国人と共同の場合は重役の半数以上は本島在住者より選任を要すと規定しあり以上の方針に拠るを得ず故に日本側を取締役に於て一名、監査役に於て一名多く選挙することにしたし如何と諮りたるに之に対し株主陳啓貞氏は重役の定員及び其の選任は台湾銀行を代表したる議長に一任したしと發議

し満場之に賛成」[『台湾日日新報』1919年1月30日]。

(注43) なお、この年の台湾銀行株主総会で、櫻井頭取は華南銀行の成立に言及し、次のように演説した[『神戸又新日報』1919年3月3日]。「同行は将来日支親善の実を挙げ東洋一帯の通商に貢献する諸(ママ)甚大ならん本行も亦共に今後一層の努力を期す」。

(注44) たとえばサンフランシスコと香港の「広東銀行」では、「金山荘」とよばれた華南一北米間貿易商店の同業集団による金融の利便、郷党の半強制的凝集力に加えて、革命運動支援という要因も見られる[久末 2008]。またシンガポールの福建系三行(華商銀行、和豊銀行、華僑銀行)の場合、福建系郷党の半強制的凝集力を以って、同郷者のゴム・プランテーション集中投資を支援するという要因が見られる[久末 2007]。

(注45) 「『支那人は名を尊び名を欲するから、彼等に名を与え、日本人は実を取れば宜しい』と『名よりも得取れ』と云う考え方をしているが、それは根本的に間違っている。名を尊び名を欲する国民に対しては、その名をこちらに収めねばならない。(中略)支那人は自国人よりも日本人を信用するし、支那人同志は内輪争いをするのが習性的だから、新たに出来る華南銀行だけは、それ等の弊套から蟬脱しなければならない」[小笠原 1967, 146]。

(注46) 「本島人にしても支那人から見れば、それは支那人以外の何者でもない。林熊徴を主班にすることは善くない」、「銀行に何等の経験もない世間知らずの坊ちゃん林熊徴を総理に推してしまった」[小笠原 1967, 146-147]。

(注47) 台湾銀行も「中央政府ノ完全ナル諒解ヲ得台湾総督府援助ノ下ニ創立セラレタルモノニシテ総督府ヨリ八年々巨額ノ補助金ノ下付ヲ受ケ」と記している[台湾銀行 1930, 7]。

文献リスト

〈日本語文献〉

(著書・論文)

小笠原三九郎 1967. 『自伝 人生は短い』上巻 非売品。

河原林直人 2003. 『近代アジアと台湾 台湾茶業の歴史的展開』世界思想社。

須永徳武 2005. 「第1次大戦期における台湾銀行の中国資本輸出」『立教経済学研究』第59巻第1号 立教大学経済学部。

中村孝志 1981. 「『大正南進期』と台湾」『南方文化』第8輯 天理大学。

波形昭一 1985. 『日本植民地金融政策史の研究』早稲田大学出版部。

久末亮一 2007. 「シンガポールにおける華人系銀行の形成——20世紀前半におけるその背景と展開——」『世紀転換期東南アジア華人とシンガポール』第57回全国総会 東方学会。

—— 2008. 「廣東銀行の興亡——近代華人資本の銀行業展開とその限界——」『アジア経済』第49巻第3号 アジア経済研究所。

碧榕會編 1921. 『柳生頭取の片影』非売品。

矢野暢 1975. 「『南進』の系譜」中央公論社(2009年再版、『南進』の系譜 日本の南洋史観 千倉書房)。

—— 1977. 「堤林数衛の精神的『回心』——『南方関与』の近代的類型——」『東南アジア研究』第15巻3号 京都大学東南アジア研究センター。

山崎源二郎編著 1922. 『柳生一義』非売品。

(事典・年鑑・資料集・文書・新聞)

『大阪毎日新聞』。

外務省在バタビヤ領事館 1912. 「支那救財團組織ノ風況」大正元年11月20日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。

—— 1913a. 「大中華財政團血誠愛国冊送付並支那銀行設立ニ関スル件」大正2年4月9日

- 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1913b. 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」大正2年5月13日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1913c. 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」大正2年6月2日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1913d. 「軒轅銀行資金吸入運動ニ関スル件」大正2年7月8日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1913e. 「軒轅銀行設立取消ノ件」大正2年9月19日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1915a. 「軒轅銀行設立ニ関スル件」大正4年3月24日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1915b. 「軒轅銀行設立ニ関スル件」大正4年4月23日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1915c. 「日支関係ニ関シ郭春秧上申書進達ノ件」大正4年6月14日 『日支関係ニ関スル郭春秧上申書送付ノ件』国立公文書館蔵。
- 外務省政務局 1913. 「柳生台湾銀行頭取」大正2年6月9日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 外務省外務大臣 1913a. 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」大正2年6月12日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1913b. 「軒轅銀行設立取消ニ関スル件」大正2年10月13日 「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款関係雑』第1巻 外務省外交史料館蔵。
- 1915. 「日支関係ニ関スル郭春秧上申書送付ノ件」大正4年7月14日 『日支関係ニ関スル郭春秧上申書送付ノ件』国立公文書館蔵。
- 華南銀行 1918. 『株式会社華南銀行定款』。
- 可児弘明・斯波義信・游仲勲編 2002. 『華僑・華人人事典』弘文堂。
- 『神戸又新日報』。
- 後藤新平 「林本源家政整理顛末」『後藤新平文書』台湾民政長官時代12-1。
- 『時事新報』。
- 大永興業股份有限公司 「林熊徵先生傳」<http://www.ta-yung.com.tw/mrlin111.htm>
- 台湾銀行 1914. 『南洋ニ於ケル華僑（支那移住民）附為替関係』。
- 1915a. 「総務部長宛 於泗水水野書記」大正4年2月12日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915b. 「爪哇スラハヤ出張員 監督課長 軒轅銀行ノ件」大正4年3月13日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915c. 「東京重役宛 監督課長 軒轅銀行ノ件」大正4年3月16日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915d. 「総務部長宛 山成理事 軒轅銀行ノ件」大正4年4月23日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915e. 「在京頭取殿 総務部長殿 柳悦耳 軒轅銀行ノ件」大正4年5月8日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915f. 「在京頭取殿 総務部長殿 柳悦耳 軒轅銀行ノ件」大正4年5月18日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915g. 「東京頭取宛 監督課長 軒轅銀行ノ件」大正4年5月21日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915h. 『「スラバヤ」出張所宛 監督課長 軒轅銀行設立ニ干スル件』大正4年7月3日 『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。
- 1915i. 『「スラバヤ」出張所宛 総務部長

軒轅銀行設立ニ関スル件」大正4年7月15日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915j. 「総務部長宛 スマラン柳 軒轅銀行ニ関スル件」大正4年8月22日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915k. 「東京頭取及両理事 総務部長 軒轅銀行ニ干スル件」大正4年8月28日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915l. 「在京頭取宛 総務部長宛 柳悦耳 軒轅銀行創立ノ件」大正4年8月31日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915m. 「東京山成理事宛 総務部長 柳悦耳 軒轅銀行ノ件」大正4年9月16日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915n. 「東京山成理事殿 総務部長殿 柳悦耳」大正4年10月4日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915o. 「スラバヤ出張所長柳悦耳殿 山成喬六 軒轅銀行ノ件」大正4年10月6日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915p. 「バタビヤ領事浮田郷次殿 山成喬六」大正4年10月6日『軒轅銀行設立案ノ経過』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1915q. 『華僑銀行（南洋銀行）設立要旨』。

—— 1917. 『南洋華僑ト金融機関 附 南洋事情小観』。

—— 1919. 『台湾銀行二十年誌』。

—— 1930. 『華南銀行』台湾銀行經濟研究室図書館蔵。

—— 1939. 『台湾銀行四十年誌』。

—— 1942. 『南洋諸地域ニ於ケル臺灣銀行ノ使命ト事蹟』。

『台湾新聞』。

『台湾日日新報』。

『中外商業新報』。

根本榮次談 1942. 『台湾銀行南方進出盛衰記』南

洋資料 110 号 財団法人南洋經濟研究所。
農商務省商工局 1915. 「外務省通商局長坂田重次郎殿」大正4年3月31日「軒轅銀行創立資金不足額借入方ニ関スル件」『借款關係雜』第1卷 外務省外史史料館蔵。
『横浜貿易新報』。
林進發編 1932. 『台湾官紳年鑑』民衆公論社。

<中国語文献>

戴寶村 2008. 『陳中和家族史 從糖業貿易到政經世界』台湾 玉山社。
辜顯榮翁傳記編纂會 原著・楊永良 訳 2007. 『辜顯榮傳』台湾 吳三連台湾史料基金会。
華南銀行 1987. 『華南銀行改制四十年』台湾 華南銀行。
黃富三 2004. 『林獻堂傳』台湾 国史館台湾文献館。
司馬嘯青 2000. 『台灣五大家族』台湾 玉山社。
唐羽 2003. 『基隆顏家發展史』台湾 国史館台湾文献館。
許雪姬 1994. 「台灣總督府の『協力者』林熊徵——日據時期板橋林家研究之二——」『近代史研究所集刊』第23期 民国83年6月 台湾中央研究院近代史研究所。
鍾淑敏 2004. 「台灣總督府の『南支南洋』政策——以事業補助爲中心——」『台大歷史學報』第34期 台湾 国立台湾大學歷史學系。

【付記】(1) 文中の混乱を避けるため、基本的に東南アジアは「南洋」、華南は「南支」と表記した。
(2) 原資料中、判読不明な文字については「●」で表記した。
(3) 原資料の文中引用に際し、漢字は当用漢字を用い、表記は原文に沿った旧仮名とした。
(4) 人名と中国語文献の作者・書名には、旧漢字を使用している。

(政策研究大学院大学研究助手、2009年7月15日受領、2010年2月5日、レフェリーの審査を経て掲載決定)